

関係各位

関税法基本通達等の一部改正等について（輸出入他法令関連）

今般、輸出入他法令関連部分について関税法基本通達等の一部が改正されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

【改正の概要】（別添参照）

1. 関税法第70条に基づく輸出入他法令による許可、承認等の確認方法の一部変更

(1) 新たに証明書等の写しによる他法令確認を可能としたもの

新たに写しによる他法令確認を可能とした法令	輸出	輸入	備考
輸出入取引法		-	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	-		4.参照

(2) 既に証明書等の写しによる他法令確認が可能であった法令のうち、写しによる確認を可能とする書類が追加されたもの

写しによる他法令確認が可能となる書類が追加される法令	輸出	輸入	備考
アルコール事業法	-		2.参照
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	-		5.参照

2. アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて

- ・ 関税法第70条に基づく輸出入他法令による許可、承認等の確認について、写しによる確認を可能とする書類が追加された
- ・ 経済産業省連絡先の変更

3. 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について

- ・ 植物検疫実施に係る手続等の改正

4. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて

- ・ 関税法第70条に基づく輸出入他法令による許可、承認等の確認について、写しによる確認を可能とした
- ・ 様式の一部変更

5. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
- ・ 対象動物の明確化
 - ・ 動物用体外診断用医薬品の輸入に係る確認書類の規定
 - ・ 一部の場合における確認書類の追加
 - ・ 関税法第70条に基づく輸出入他法令による許可、承認等の確認について、写しによる確認を可能とする書類が追加された

【施行日】平成29年4月1日

- 【添付資料】(別添1) 関税法基本通達等の一部改正について(財関第442号)
(別添2) 新旧対照表(関税法基本通達)(蔵関第100号)
(別添3) 新旧対照表(アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて)(財関第271号)
(別添4) 新旧対照表(「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について)(財関第118号)
(別添5) 新旧対照表(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて)(財関第710号)
(別添6) 新旧対照表(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて(財関第1186号))

【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第2部門 (電話 03-3599-6338)

東京税関業務部通関総括第4部門 (電話 03-3599-6341)

財 関 第 4 4 2 号
平成29年3月31日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 梶川 幹夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成29年4月1日（ただし、下記第8については、5月20日、第2、第9、第19及び第21については、6月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ

るように改める。

第6 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（Ⅰ 税関様式の一部改正）

1. 税関様式C第1002号－1を別紙7－1のように、税関様式C第1180号を別紙7－2のように、税関様式C第5898号を別紙7－3のように改める。
2. 税関様式T第1180号を別紙7－4のように改める。
3. 税関様式T第1685号の次に別紙7－5を加える。
4. 税関様式P第8030号及び税関様式P第8040号を削る。
5. 税関様式P第8015号の次に別紙7－6及び別紙7－7を加える。
6. 税関様式V第1030号を別紙7－8のように改める。

（Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙7－9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第8 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

（Ⅰ 税関様式の一部改正）

税関様式C第5360号を別紙8－1のように改める。

（Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙8－2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第9 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

税関様式C第2240号を別紙9－1のように、税関様式C第2250号を別紙9－2のように改める。

第10 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第11 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第12 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）の一部を次のように改正する。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第13 アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて（平成13年3月29日財関第271号）の一部を次のように改正する。

別紙13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第14 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成15年8月22日蔵関第889号）の一部を次のように改正する。

別紙14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第15 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成18年2月1日財関第118号）の一部を次のように改正する。

別紙15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて（平成19年5月30日財関第710号）の一部を次のように改正する。

別紙16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第17 税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）の一部を次のように改正する。

「函館税関における税関官署の開庁時間について」を別紙17のように改める。

第18 税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）の一部を次のように改正する。

別紙18「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第19 税関発給コードの発給に係る事務処理要領についての一部を次のように改正する。

別紙19「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第20 輸出入・港湾関連情報システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙20-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。
2. 別紙様式M-101号を削る。
3. 別紙様式M-700号を別紙20-2のように改める。

第21 輸出入・港湾関連情報システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙21「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて（平成26年11月19日財関第1186号）の一部を次のように改正する。

別紙22「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総則	第 1 章 総則
<p>（災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続）</p> <p>2 の 3 - 1 法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続は、次による。</p> <p>(1) 令第 1 条の 5 第 1 項に規定する書面は「<u>特定災害による申請等の期限延長確認申出書</u>」（C-1002-1）（以下この項において「確認書」という。）とし、2 通（原本、交付用）に当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類を添えて、業務部収納課又は支署若しくは出張所の収納担当部門（以下この項において「収納部門」という。）へ提出させる。</p> <p>なお、「当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類」とは、具体的には以下に掲げる書類が考えられるが、申請者の事情により当該書類を提出できない場合には、当該申請者の居住区域における被災状況等を総合的に勘案し、当該確認を行って差し支えない。</p> <p>イ～ニ（省略）</p> <p>(2)～(5)（省略）</p>	<p>（災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続）</p> <p>2 の 3 - 1 法第 2 条の 3 第 1 項<u>《災害による期限の延長》</u>の規定に基づく災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続は、次による。</p> <p>(1) 令第 1 条の 5 第 1 項<u>《申請等の期限の延長》</u>に規定する書面は「<u>特定災害による申請等の期限延長確認願書</u>」（C-1002-1）（以下この項において「確認書」という。）とし、2 通（原本、交付用）に当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類を添えて、業務部収納課又は支署若しくは出張所の収納担当部門（以下この項において「収納部門」という。）へ提出させる。</p> <p>なお、「当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類」とは、具体的には以下に掲げる書類が考えられるが、申請者の事情により当該書類を提出できない場合には、当該申請者の居住区域における被災状況等を総合的に勘案し、当該確認を行って差し支えない。</p> <p>イ～ニ（同左）</p> <p>(2)～(5)（同左）</p>
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																								
第 1 節 通則	第 1 節 通則																																																																								
<p>（協定税率を適用する国）</p> <p>3 - 3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p> <p>我が国の税率適用状況表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国（地域）名</th> <th style="text-align: center;">国定税率</th> <th style="text-align: center;">協定税率</th> <th style="text-align: center;">便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(アジア州)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アフガニスタン</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>〇</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(アフリカ州)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">リベリア</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>〇</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。</p>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	(アジア州)				(省略)				アフガニスタン		<u>〇</u>		(省略)				(アフリカ州)				(省略)				リベリア		<u>〇</u>		(省略)				<p>（協定税率を適用する国）</p> <p>3 - 3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p> <p>我が国の税率適用状況表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国（地域）名</th> <th style="text-align: center;">国定税率</th> <th style="text-align: center;">協定税率</th> <th style="text-align: center;">便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(アジア州)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アフガニスタン</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>〇</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(アフリカ州)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">リベリア</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>〇</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。</p>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	(アジア州)				(同左)				アフガニスタン		<u>〇</u>		(同左)				(アフリカ州)				(同左)				リベリア		<u>〇</u>		(同左)			
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率																																																																						
(アジア州)																																																																									
(省略)																																																																									
アフガニスタン		<u>〇</u>																																																																							
(省略)																																																																									
(アフリカ州)																																																																									
(省略)																																																																									
リベリア		<u>〇</u>																																																																							
(省略)																																																																									
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率																																																																						
(アジア州)																																																																									
(同左)																																																																									
アフガニスタン		<u>〇</u>																																																																							
(同左)																																																																									
(アフリカ州)																																																																									
(同左)																																																																									
リベリア		<u>〇</u>																																																																							
(同左)																																																																									

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注 2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1 「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（電子メールによる送信）</p> <p>7 の 2-9 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p><u>(3) 前記 7 の 2-6、後記 7 の 9-2、7 の 9-5 又は 7 の 13-1 の申請書及び添付書類</u></p> <p><u>(4) 後記 7 の 9-3、7 の 9-4 又は 7 の 10-1 の届出書及び添付書類</u></p> <p>第 3 節 賦課課税方式による関税の確定</p>	<p>(注 2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1 「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（電子メールによる送信）</p> <p>7 の 2-9 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p><u>(3) 後記 7 の 10-1 の届出書及び添付書類</u></p> <p>第 3 節 賦課課税方式による関税の確定</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（税関又は署所間における過誤納金等の充当）</p> <p>13-6 法第 13 条第 7 項又は国税通則法第 57 条第 1 項《充当》の規定による充当（以下この項において「充当」という。）を行うための過誤納金又は還付金（関税については過誤納金、内国消費税（消費税を除く。）については過誤納金又は還付金。以下この項において「過誤納金等」という。）の引継ぎ及び引受け等については、次による。</p> <p>なお、過誤納金等を納付すべき関税又は内国消費税（消費税を除く。以下この項において「関税等」という。）に充当する場合において、当該過誤納金等と納付すべき関税等が関税と国税通則法に規定されている国税にまたがるときは、充当処理はできないので留意する。</p> <p>また、滞納処分費については、その徴収の起因となった関税等に先立って充当することとなるので留意する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第 10 条第 1 項第 1 号の充当又は国税通則法施行令第 23 条第 2 項の充当（以下この項において「任意充当」という。）を行う場合において、過誤納金等の還付を受けるべき者が、他の税関又は署所の納付すべき関税等に充てることを希望した場合は、税関長等は、「<u>税関（署所）間充当申出書</u>」（C-1180。以下この項において「<u>申出書</u>」という。）2 通（原本及び引継用）を提出させ、所要の調査をしたうえで、次の処理を行う。</p> <p>イ <u>申出書</u>の提出を受けた税関長等は、充当希望先の税関長等に対して上記(2)のイに準じて引継決議を行い、過誤納金等の引継書に過誤納金等</p>	<p>（税関又は署所間における過誤納金等の充当）</p> <p>13-6 法第 13 条第 7 項《<u>過誤納金の充当</u>》又は国税通則法第 57 条第 1 項《充当》の規定による充当（以下この項において「充当」という。）を行うための過誤納金又は還付金（関税については過誤納金、内国消費税（消費税を除く。）については過誤納金又は還付金。以下この項において「過誤納金等」という。）の引継ぎ及び引受け等については、次による。</p> <p>なお、過誤納金等を納付すべき関税又は内国消費税（消費税を除く。以下この項において「関税等」という。）に充当する場合において、当該過誤納金等と納付すべき関税等が関税と国税通則法に規定されている国税にまたがるときは、充当処理はできないので留意する。</p> <p>また、滞納処分費については、その徴収の起因となった関税等に先立って充当することとなるので留意する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第 10 条第 1 項第 1 号の充当又は国税通則法施行令第 23 条第 2 項の充当（以下この項において「任意充当」という。）を行う場合において、過誤納金等の還付を受けるべき者が、他の税関又は署所の納付すべき関税等に充てることを希望した場合は、税関長等は、「<u>税関（署所）間充当願書</u>」（C-1180。以下この項において「<u>願書</u>」という。）2 通（原本及び引継用）を提出させ、所要の調査をしたうえで、次の処理を行う。</p> <p>イ <u>願書</u>の提出を受けた税関長等は、充当希望先の税関長等に対して上記(2)のイに準じて引継決議を行い、過誤納金等の引継書に過誤納金等</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等の引受書、<u>申出書</u>（引継用（過誤納金発生税関（署所）欄に受理印（取納印）を押印したもの））及び更正決議書等の写しを添えて送付する。</p> <p>ロ（省略）</p> <p>(4) 任意充当を行う場合における過誤納金等の引受けについては、次による。</p> <p>イ 過誤納金等の発生した税関長等から過誤納金等の引受書が添付された過誤納金等の引継書及び<u>申出書</u>（引継用）等の送付を受けた場合は、上記(1)のロに準じて引受決議を行い、過誤納金等の引受書を返送する。</p> <p>ロ 充当しようとする関税等が確定した場合は、当該<u>申出書</u>の提出者から「充当申出書」（C-1185）1 通を提出させ、併せて過誤納金等に係る更正通知書等の<u>提示</u>を受ける。</p> <p>ハ及びニ（省略）</p> <p>(5)（省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（不開港における在港期間等の変更手続）</p> <p>20-8 不開港における在港期間等の変更手続は、次による。</p> <p>(1) 不開港出入の許可を受けた後、やむを得ない理由によりその許可に係</p>	<p>の引受書、<u>願書</u>（引継用（過誤納金発生税関（署所）欄に受理印（取納印）を押印したもの））及び更正決議書等の写しを添えて送付する。</p> <p>ロ（同左）</p> <p>(4) 任意充当を行う場合における過誤納金等の引受けについては、次による。</p> <p>イ 過誤納金等の発生した税関長等から過誤納金等の引受書が添付された過誤納金等の引継書及び<u>願書</u>（引継用）等の送付を受けた場合は、上記(1)のロに準じて引受決議を行い、過誤納金等の引受書を返送する。</p> <p>ロ 充当しようとする関税等が確定した場合は、当該<u>願書</u>の提出者から「充当申出書」（C-1185）1 通を提出させ、併せて過誤納金等に係る更正通知書等の<u>呈示</u>を受ける。</p> <p>ハ及びニ（同左）</p> <p>(5)（同左）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（不開港における在港期間等の変更手続）</p> <p>20-8 不開港における在港期間等の変更手続は、次による。</p> <p>(1) 不開港出入の許可を受けた後、やむを得ない理由によりその許可に係</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る不開港における在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項に変更が生じた場合においては、申請者より変更事項を記載した適宜の様式による<u>申出書</u>に不開港出入許可書を添付して提出させ、取締上支障がないと認めるときは、不開港出入許可書に記載されている在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項を訂正し、申請者に交付する。</p> <p>(2)（省略）</p> <p>（外国貨物の仮陸揚の届出等）</p> <p>21-2 (1) 法第 21 条に規定する外国貨物の仮陸揚の届出の手続は、「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式 C-2120 のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足訂正し、「外国貨物の仮陸揚届」と表示されているものをいう。以下同じ。）2 通を提出させ、必要に応じ、現品と対照の上、うち 1 通を届出が<u>あつた</u>ことを証する書類として届出者に交付する。</p> <p>(2) 「外国貨物の仮陸揚届」の提出後、やむを得ない理由によりその仮陸揚げの期間を延長する場合には、延長する理由及び期間等を記載した<u>申出書</u> 1 通に、上記(1)の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を添付して提出させ、「外国貨物の仮陸揚届」に記載されている仮陸揚げの期間を訂正し、届出者に交付する。この場合において、当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関と<u>申出書</u>の受理税関とが異なるときには、<u>申出書</u>の受理税関は<u>申出書</u>の写しを当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理</p>	<p>る不開港における在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項に変更が生じた場合においては、申請者より変更事項を記載した適宜の様式による<u>願書</u>に不開港出入許可書を添付して提出させ、取締上支障がないと認めるときは、不開港出入許可書に記載されている在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項を訂正し、申請者に交付する。</p> <p>(2)（同左）</p> <p>（外国貨物の仮陸揚の届出等）</p> <p>21-2 (1) 法第 21 条に規定する外国貨物の仮陸揚の届出の手続は、「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式 C-2120 のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足訂正し、「外国貨物の仮陸揚届」と表示されているものをいう。以下同じ。）2 通を提出させ、必要に応じ、現品と対照の上、うち 1 通を届出が<u>あつた</u>ことを証する書類として届出者に交付する。</p> <p>(2) 「外国貨物の仮陸揚届」の提出後、やむを得ない理由によりその仮陸揚げの期間を延長する場合には、延長する理由及び期間等を記載した<u>適宜の書面（以下この項において「仮陸揚期間延長願」という。）</u> 1 通に、上記(1)の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を添付して提出させ、「外国貨物の仮陸揚届」に記載されている仮陸揚げの期間を訂正し、届出者に交付する。この場合において、当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関と<u>仮陸揚期間延長願</u>の受理税関とが異なるときには、<u>仮陸揚</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関に送付する。	<u>期間延長願</u> の受理税関は <u>仮陸揚期間延長願</u> の写しを当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関に送付する。
第 4 章 保税地域	第 4 章 保税地域
第 1 節 総 則	第 1 節 総 則
（外国貨物を緊急の必要により保税地域外に置く場合の取扱い）	（外国貨物を緊急の必要により保税地域外に置く場合の取扱い）
30-6 保税地域に置かれている外国貨物について、台風、高潮、火災等の理由によりこれを緊急に保税地域以外の場所に置く必要がある場合においては、時宜に応じ適宜の <u>申出書</u> 又は口頭による <u>申出</u> により、便宜、運送の承認を要することなく他所蔵置の許可を認めることとして差し支えない。この場合においては、原則として緊急事態のやんだ後速やかにもとの保税地域に戻入れをさせるものとする。 なお、上記の場合において、事前の <u>申出</u> をするいとまがないときは、事後の <u>申出</u> を <u>もって</u> これに代えることとして差し支えない。	30-6 保税地域に置かれている外国貨物について、台風、高潮、火災等の理由によりこれを緊急に保税地域以外の場所に置く必要がある場合においては、時宜に応じ適宜の <u>願書</u> 又は口頭による <u>願出</u> により、便宜、運送の承認を要することなく他所蔵置の許可を認めることとして差し支えない。この場合においては、原則として緊急事態のやんだ後速やかにもとの保税地域に戻入れをさせるものとする。 なお、上記の場合において、事前の <u>願出</u> をするいとまがないときは、事後の <u>願出</u> を <u>もって</u> これに代えることとして差し支えない。
第 3 節 保税蔵置場	第 3 節 保税蔵置場
（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）	（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）
42-3 保税蔵置場においては、法第 56 条第 1 項に規定する貨物の混合は	42-3 保税蔵置場においては、法第 56 条第 1 項に規定する貨物の混合は

7

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。 (1)～(3) (省略) (4) <u>定率法の別表</u> 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの (5)～(8) (省略)	認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。 (1)～(3) (同左) (4) <u>暫定法の別表第 1</u> 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの (5)～(8) (同左)
（電子メールによる送信）	（電子メールによる送信）
50-9 以下の届出書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該届出書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該届出書等を受理したときは、その旨を電子メールにより届出者等に連絡するものとする。	50-9 以下の届出書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該届出書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該届出書等を受理したときは、その旨を電子メールにより届出者等に連絡するものとする。

8

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 前記 50-1、<u>50-2</u> <u>又は後記 52 の 2-1</u> の届出書及び添付書類 <u>(2) 前記 50-1 の申出書及び添付書類</u> (3) 前記 50-3、<u>50-4</u>、50-7 又は後記 55-1 の申請書及び添付書類 (4) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 保税工場</p> <p>(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)</p> <p>56-18 <u>定率法の別表</u>第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、<u>関税定率法基本通達 20 の 2-2</u>に規定するところによるほか、次による。</p> <p>(1) 保税工場の許可</p> <p>イ <u>定率法の別表</u>第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に掲げる軽油（以下この項にお</p>	<p>(1) 前記 50-1 <u>又は</u>50-2 の届出書及び添付書類</p> <p>(2) 前記 50-3、50-7 又は後記 55-1 の申請書及び添付書類 (3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 保税工場</p> <p>(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)</p> <p>56-18 <u>暫定法の別表第 1</u>第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、<u>関税暫定措置法基本通達 9-10</u>に規定するところによるほか、次による。</p> <p>(1) 保税工場の許可</p> <p>イ <u>暫定法の別表第 1</u>第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に掲げる軽油（以下</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いて「外貨軽油」という。)に関税納付済の石油製品（以下この項において「ブレンド材」という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において「農林漁業用重油」という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。</p> <p>なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。</p> <p>ロ 上記イの保税工場については、法第 61 条の 2 第 1 項に規定する税関長の指定を行わないものとする。</p> <p>(2) 保税タンクにおける同時蔵置</p> <p>イ 上記(1)のイにより保税工場の許可を受けたタンク（以下この項において「保税タンク」という。）に、外貨軽油又はブレンド材と、農林漁業用重油又はこれと同種の重油（内国貨物を含む。）が時期を異にして搬入される場合には、前記 56-6 の規定にかかわらず、これらの石油製品は、混合されることなく、それぞれ搬入の順序に従って同時蔵置されているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ロ 上記イにより保税タンクに農林漁業用重油と同種の重油（内国貨物を除く。）が蔵置されることとなる場合には、法第 56 条第 3 項の規定</p>	<p>この項において「外貨軽油」という。)に関税納付済の石油製品（以下この項において「ブレンド材」という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において「農林漁業用重油」という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。</p> <p>なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。</p> <p>ロ 上記イの保税工場については、法第 61 条の 2 第 1 項<u>《指定保税工場の簡易手続》</u>に規定する税関長の指定を行わないものとする。</p> <p>(2) 保税タンクにおける同時蔵置</p> <p>イ 上記(1)のイにより保税工場の許可を受けたタンク（以下この項において「保税タンク」という。）に、外貨軽油又はブレンド材と、農林漁業用重油又はこれと同種の重油（内国貨物を含む。）が時期を異にして搬入される場合には、前記 56-6 <u>《保税工場における貨物の同時蔵置》</u>の規定にかかわらず、これらの石油製品は、混合されることなく、それぞれ搬入の順序に従って同時蔵置されているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ロ 上記イにより保税タンクに農林漁業用重油と同種の重油（内国貨物を除く。）が蔵置されることとなる場合には、法第 56 条第 3 項<u>《保税</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>により、当該タンクについて保税蔵置場の許可を併せて受けさせる必要があるので、留意する。</p> <p>(3)及び(4) (省略)</p> <p>(5) 保税作業終了届の取扱い</p> <p>法第 58 条の規定により提出する「保税作業終了届」(C-3260)には、令第 45 条第 2 項に定める事項のほか、当該保税作業によって得られた農林漁業用重油の性状に関する次の事項を記載させるとともに、当該重油（当該重油が他の石油製品と同時蔵置されている場合においては、保税作業終了時に保税タンク内にある石油製品）並びに当該保税作業に使用した外貨軽油及びブレンド材の性状に関する分析成績書を添付させるものとする。</p> <p>イ 定率令第 72 条に定める分留性状の試験方法による 90%留出温度</p> <p>ロ 温度 15 度における密度</p> <p>ハ 定率令第 72 条に定める試験方法による 10%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合</p> <p>ニ 引火点</p> <p>（保税地域から保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入の特例）</p> <p>61-7 保税作業の原料として使用する貨物で、保税工場に搬入後保税工場外作業の許可を受けた場所へ運送することが、作業工程上経済的に著しく</p>	<p><u>蔵置場の許可を併せて受ける場合</u>の規定により、当該タンクについて保税蔵置場の許可を併せて受けさせる必要があるので、留意する。</p> <p>(3)及び(4) (同左)</p> <p>(5) 保税作業終了届の取扱い</p> <p>法第 58 条<u>《保税作業の届出》</u>の規定により提出する「保税作業終了届」(C-3260)には、令第 45 条第 2 項<u>《保税作業終了の届出》</u>に定める事項のほか、当該保税作業によって得られた農林漁業用重油の性状に関する次の事項を記載させるとともに、当該重油（当該重油が他の石油製品と同時蔵置されている場合においては、保税作業終了時に保税タンク内にある石油製品）並びに当該保税作業に使用した外貨軽油及びブレンド材の性状に関する分析成績書を添付させるものとする。</p> <p>イ 定率令第 72 条<u>《石油の分留性状の試験方法等の指定》</u>に定める分留性状の試験方法による 90%留出温度</p> <p>ロ 温度 15 度における密度</p> <p>ハ 定率令第 72 条に定める試験方法による 10%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合</p> <p>ニ 引火点</p> <p>（保税地域から保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入の特例）</p> <p>61-7 保税作業の原料として使用する貨物で、保税工場に搬入後保税工場外作業の許可を受けた場所へ運送することが、作業工程上経済的に著しく</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>不利であると認められ、かつ、取締上支障がないと認められるものについては、便宜、保税地域から当該保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入を認めることとし、この場合の具体的取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 税関への<u>申出書</u>の提出</p> <p>イ 直接搬入をしようとする者は、あらかじめ、保税工場を管轄する税関に、原料品の品名、数量、保税工場外作業の許可を受けた場所、作業工程及び直接搬入を希望する理由を記載した<u>申出書</u>2通を提出するものとする。</p> <p>税関においてこれを容認したときは、うち1通にその旨を記載して<u>申出者</u>に交付する。</p> <p>ロ 移入承認申請は、当該貨物が蔵置されている保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）を管轄している税関に対して行うものとし、申請時には上記イの<u>申出書</u>を併せて提示するものとする。</p> <p>(2) その他の<u>手続き</u></p> <p>イ 保税運送の運送先は、法第 61 条第 4 項の規定により蔵置されるとみなされる移入先保税工場とし、保税工場外作業の許可を受けた場所を<u>かつこ書</u>させるものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 当該保税工場における記帳については、当該保税工場外作業の許可を受けた場所に搬入された日を<u>もって</u>当該保税工場への搬入として</p>	<p>不利であると認められ、かつ、取締上支障がないと認められるものについては、便宜、保税地域から当該保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入を認めることとし、この場合の具体的取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 税関への<u>願書</u>の提出</p> <p>イ 直接搬入をしようとする者は、あらかじめ、保税工場を管轄する税関に、原料品の品名、数量、保税工場外作業の許可を受けた場所、作業工程及び直接搬入を希望する理由を記載した<u>願書</u>2通を提出するものとする。</p> <p>税関においてこれを容認したときは、うち1通にその旨を記載して<u>願出人</u>に交付する。</p> <p>ロ 移入承認申請は、当該貨物が蔵置されている保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）を管轄している税関に対して行うものとし、申請時には上記イの<u>願書</u>を併せて提示するものとする。</p> <p>(2) その他の<u>手続き</u></p> <p>イ 保税運送の運送先は、法第 61 条第 4 項<u>《保税工場にあるとみなされる外国貨物》</u>の規定により蔵置されるとみなされる移入先保税工場とし、保税工場外作業の許可を受けた場所を<u>かつこ書</u>させるものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 当該保税工場における記帳については、当該保税工場外作業の許可を受けた場所に搬入された日を<u>もって</u>当該保税工場への搬入として</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>記載等を行い、保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入である旨を注記等させる。</p> <p>（保税工場外作業場における積戻し申告の特例）</p> <p>61-8 保税工場外作業場においてできた製品が巨大重量貨物で、その貨物を出された保税工場に戻し入れることが経済的に著しく不利であると認められ、かつ、当該製品を他の保税地域に入れることが困難と認められる場合においては、当該保税工場外作業場において積戻し申告ができるものとする。この場合における取扱いは、保税工場を管轄する税関に製品の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した<u>申出書</u> 2 通を提出させ、税関においてこれを認容したときは、うち 1 通にその旨を記載して<u>申出者</u>に交付し、積戻し申告に<u>当たっては</u>、これを場外作業場を管轄する税関に提示して処理させるものとする。</p> <p>（保税工場外作業場におけるさ細な副産物等の引取り）</p> <p>61-9 保税工場外作業場における保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がない場合においては、その保税工場外作業場からの引取りを認めて差し支えない。この場合においては、保税工場を管轄する税関に引き取ろうとする副産物の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した<u>申出書</u> 2 通を提出させ、税関においてこれを認容したときは 1 通を<u>申出者</u>に交付するものとし、その引き取ろうとする副産物について、現物の確認</p>	<p>記載等を行い、保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入である旨を注記等させる。</p> <p>（保税工場外作業場における積戻し申告の特例）</p> <p>61-8 保税工場外作業場においてできた製品が巨大重量貨物で、その貨物を出された保税工場に戻し入れることが経済的に著しく不利であると認められ、かつ、当該製品を他の保税地域に入れることが困難と認められる場合においては、当該保税工場外作業場において積戻し申告ができるものとする。この場合における取扱いは、保税工場を管轄する税関に製品の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した<u>願書</u> 2 通を提出させ、税関においてこれを認容したときは、うち 1 通にその旨を記載して<u>願出人</u>に交付し、積戻し申告に<u>当たっては</u>、これを場外作業場を管轄する税関に提示して処理させるものとする。</p> <p>（保税工場外作業場におけるさ細な副産物等の引取り）</p> <p>61-9 保税工場外作業場における保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がない場合においては、その保税工場外作業場からの引取りを認めて差し支えない。この場合においては、保税工場を管轄する税関に引き取ろうとする副産物の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した<u>願書</u> 2 通を提出させ、税関においてこれを認容したときは 1 通を<u>願出者</u>に交付するものとし、その引き取ろうとする副産物について、現物の確認</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を必要と認める場合においては、保税工場外作業場を管轄する税関に確認を依頼するものとする。</p> <p>（保税作業によるさ細な副産物の引き取り）</p> <p>61の3-2 保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がないものについては、副産物の品名、数量を記載した適宜の様式による<u>申出書</u> 2 通を保税工場の許可・更新申請の際に併せて提出させ、税関においてこれを認容したときは、その旨を記載して 1 通を当該申請者に交付するものとし、個々の引取りについては、その都度、記帳させておくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 保税展示場</p> <p>（博覧会等の承認の申請手続等）</p> <p>62 の 2-8 規則第 6 条に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>を必要と認める場合においては、保税工場外作業場を管轄する税関に確認を依頼するものとする。</p> <p>（保税作業によるさ細な副産物の引き取り）</p> <p>61 の 3-2 保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がないものについては、副産物の品名、数量を記載した適宜の様式による<u>願書</u> 2 通を保税工場の許可・更新申請の際に併せて提出させ、税関においてこれを認容したときは、その旨を記載して 1 通を当該申請者に交付するものとし、個々の引取りについては、その都度、記帳させておくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 保税展示場</p> <p>（博覧会等の承認の申請手続等）</p> <p>62 の 2-8 規則第 6 条に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>(イ) (同左)</p> <p><u>(ロ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 後援者が上記イ(イ)に該当する者であること（後援者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）</p> <p>(4) (省略)</p> <p>（空容器等の搬出入の取扱い）</p> <p>62 の 3－9 展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に移動のうえ保管する場合には、適宜の様式による<u>申出書</u>に管理者の確認印を受けたものを提出させ、当該<u>申出書</u>により法第 63 条の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該<u>申出書</u>の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。</p> <p>なお、会期終了後、その容器等を再搬入するときも、また同様とする。</p> <p>また、保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記<u>申出書</u>に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。</p>	<p><u>整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人が開催するもの</u></p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) 後援者が上記イ(イ)又は(ロ)に該当する者であること（後援者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）</p> <p>(4) (同左)</p> <p>（空容器等の搬出入の取扱い）</p> <p>62 の 3－9 展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に移動のうえ保管する場合には、適宜の様式による<u>願書</u>に管理者の確認印を受けたものを提出させ、当該<u>願書</u>により法第 63 条<u>《保税運送》</u>の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該<u>願書</u>の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。</p> <p>なお、会期終了後、その容器等を再搬入するときも、また同様とする。</p> <p>また、保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記<u>願書</u>に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 5 章 運送</p> <p>（輸出又は積戻し貨物の運送）</p> <p>63-16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が船積港で全量又は一部不積になり運送を承認した税関に返送される場合においては、便宜、新たな運送手続を要することなくその旨を記載した適宜の様式による<u>申出書</u>に輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）を添付して提出することとし、運送を認めて差し支えない。この場合における<u>申出書</u>の提出部数は、2 通（原本及び到着証明用）とし、運送を承認したときは、輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）に「不積返送扱い」と注記して処理する。</p> <p>(6)及び(7) (省略)</p> <p>（電子メールによる送付）</p> <p>63 の 2－8 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上</p>	<p>第 5 章 運送</p> <p>（輸出又は積戻し貨物の運送）</p> <p>63-16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が船積港で全量又は一部不積になり運送を承認した税関に返送される場合においては、便宜、新たな運送手続を要することなくその旨を記載した適宜の様式による<u>願書</u>に輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）を添付して提出することとし、運送を認めて差し支えない。この場合における<u>願書</u>の提出部数は、2 通（原本及び到着証明用）とし、運送を承認したときは、輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）に「不積返送扱い」と注記して処理する。</p> <p>(6)及び(7) (同左)</p> <p>（電子メールによる送付）</p> <p>63 の 2－8 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(1) 前記 63 の 2-1、<u>63 の 2-2 又は後記 63 の 8 の 2-1</u> の申請書及び添付書類</p> <p>(2) 及び(3) （省略）</p> <p>（保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>63 の 6-1 令 55 条の 7 の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C-9040）2 通（原本、届出者用）を担当税関の<u>担当部門</u>に提出することにより行う。ただし、届出者申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の<u>担当部門</u>に送付するものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>63 の 8 の 2-1 法第 63 条の 8 の 2 において準用する法第 48 条の 2 第 1 項</p>	<p>上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(1) 前記 63 の 2-1 の申請書及び添付書類</p> <p>(2) 及び(3) （同左）</p> <p>（保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>63 の 6-1 令 55 条の 7 の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C-9040）2 通（原本、届出者用）を担当税関の<u>保税担当部門</u>に提出することにより行う。ただし、届出者申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の<u>保税担当部門</u>に送付するものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>63 の 8 の 2-1 法第 63 条の 8 の 2 において準用する法第 48 条の 2 第 1 項</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>から第 5 項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 承継の承認申請書の添付書類については、前記 63 の 2-1 (1) の規定並びに <u>7 の 2-5</u> (2) のイからニ及びチの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）2(1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「特定保税運送等の業務に携わる担当者（規則第 7 条の 3 第 3 号に規定する担当者をいう。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(3)～(8) （同左）</p> <p>第 6 章 通関</p> <p>第 1 節 一般輸出通関</p> <p>（数量変更の取扱い）</p> <p>67-1-13 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないことと<u>なった</u>場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（Bill of Lading. 以下この項において「B/L」という。）発行前に船卸しされた場合におい</p>	<p>項から第 5 項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 承継の承認申請書の添付書類については、前記 63 の 2-1 (1) の規定並びに <u>同項</u> (2) のイからニ及びチの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）2(1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「特定保税運送等の業務に携わる担当者（規則第 7 条の 3 第 3 号に規定する担当者をいう。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(3)～(8) （同左）</p> <p>第 6 章 通関</p> <p>第 1 節 一般輸出通関</p> <p>（数量変更の取扱い）</p> <p>67-1-13 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないことと<u>なった</u>場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（Bill of Lading. 以下この項において「B/L」という。）発行前に船卸しされた場合におい</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又は B/L の発行後において船卸しされた場合には、後記 67-1-15 に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(1)~(6) (省略)</p> <p>(7) 輸出の許可を受けた貨物の全部又は一部が、善意、かつ、やむを得ない事由により積残しとなり（他の貨物を誤って船積みしたことにより積み残された場合も含む。）、保税蔵置場等に蔵置されていることが判明した場合であって、当該貨物を他の船舶で追送しようとするときは、その事実を関係書類等によって確認の上、上記船名変更、数量変更等の手続を省略し、便宜、<u>申出書</u>を提出させ、当初の輸出許可書の所要の事項を訂正させて船積みをする。</p> <p>（許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い）</p> <p>67-1-16 輸出許可未済の貨物を船積みした場合における取扱いは、必要に応じ審理担当部門に通報する等適宜の措置をとるほか、次による。</p> <p>(1) 当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港する前に当該貨物を船卸しする場合には、便宜、<u>申出書を提出させ</u>、国内引取りを認める。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>（輸出許可後の事故貨物の取替え等）</p>	<p>ては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又は B/L の発行後において船卸しされた場合には、後記 67-1-15 に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(1)~(6) (同左)</p> <p>(7) 輸出の許可を受けた貨物の全部又は一部が、善意、かつ、やむを得ない事由により積残しとなり（他の貨物を誤って船積みしたことにより積み残された場合も含む。）、保税蔵置場等に蔵置されていることが判明した場合であって、当該貨物を他の船舶で追送しようとするときは、その事実を関係書類等によって確認の上、上記船名変更、数量変更等の手続を省略し、便宜、<u>願書</u>を提出させ、当初の輸出許可書の所要の事項を訂正させて船積みをする。</p> <p>（許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い）</p> <p>67-1-16 輸出許可未済の貨物を船積みした場合における取扱いは、必要に応じ審理担当部門に通報する等適宜の措置をとるほか、次による。</p> <p>(1) 当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港する前に当該貨物を船卸しする場合には、便宜、<u>願書により</u>国内引取りを認める。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>（輸出許可後の事故貨物の取替え等）</p>

19

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>67-1-19 輸出許可を受けた貨物とその船積みまでの間に事故等に遭い、同種貨物により補充又は取替えが行われる場合であって、特に支障がないと認められるときは、その補充又は取り替えられる貨物について新たな輸出許可を与えることなく、<u>輸出者等からの申出に基づき</u>、適宜の様式による<u>申出書に当該申出</u>に係る輸出許可書を添付して当該輸出許可を行った税関又は船積（到着）地税関の通関部門に提出させることとし、これを認めたときは、当該輸出許可書にその<u>申出</u>を認めた旨を記入して、これを<u>申出者</u>に交付する。</p> <p>この場合において、船積（到着）地税関において<u>申出</u>を認めたときは、当該<u>申出書</u>にその旨を記入して輸出許可税関に送付する。</p> <p>なお、事故貨物の補充又は取替えは、保税地域（法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長の許可を受けた場所を含む。）において行わせることとし、前記 40-1 の(7)に規定する貨物の取扱いとして処理するものとする。</p> <p>第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p>（特例輸入者に関する規定の準用）</p> <p>67 の 3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 10 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 10 第 5 項の規定に基づく</p>	<p>67-1-19 輸出許可を受けた貨物とその船積みまでの間に事故等に遭い、同種貨物により補充又は取替えが行われる場合であって、特に支障がないと認められるときは、その補充又は取り替えられる貨物について新たな輸出許可を与えることなく、適宜の様式による<u>願書にその願出</u>に係る輸出許可書を添付して当該輸出許可税関又は船積（到着）地税関の通関部門に提出させることとし、これを認めたときは、当該輸出許可書にその<u>願出</u>を認めた旨を記入して、これを<u>願出者</u>に交付する。</p> <p>この場合において、船積（到着）地税関において<u>願出</u>を認めたときは、当該<u>願書</u>にその旨を記入して輸出許可税関に送付する。</p> <p>なお、事故貨物の補充又は取替えは、保税地域（法第 30 条第 1 項第 2 号<u>《他所蔵置》</u>の規定により税関長の許可を受けた場所を含む。）において行わせることとし、前記 40-1 <u>（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲）</u>の(7)に規定する貨物の取扱いとして処理するものとする。</p> <p>第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p>（特例輸入者に関する規定の準用）</p> <p>67 の 3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 10 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 10 第 5 項の規定に基づく</p>

20

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>特定輸出者の承認内容の変更の届出、<u>電子メールによる申請書等の提出又は送付</u>については、それぞれ前記 7 の 2-6、7 の 2-7、7 の 2-8 及び 7 の 2-9 ((1)を除く) の規定に準じて取り扱う。この場合において、7 の 2-7 中「特例輸入者承認書」(C-9010) 又は「特例輸入者不承認通知書」(C-9020) とあるのは、「特定輸出者承認書」(C-9013) 又は「特定輸出者不承認通知書」(C-9023) と、7 の 2-8 中「法第 7 条の 5 第 1 号イからチまでのいずれか」とあるのは、「法第 67 条の 6 第 1 号イからトまでのいずれか」と、「法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」とあるのは「法第 67 条の 10 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」と読み替えるものとする。</p> <p>(電子メールによる送信)</p> <p>67 の 13-5 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p><u>(1) 前記 67 の 13-2 又は後記 67 の 18-1 の申請書及び添付書類</u></p> <p><u>(2)</u> (省略)</p> <p><u>(3)</u> (省略)</p>	<p>く特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記 7 の 2-6、7 の 2-7、7 の 2-8 及び 7 の 2-9 ((1)を除く) の規定に準じて取り扱う。この場合において、7 の 2-7 中「特例輸入者承認書」(C-9010) 又は「特例輸入者不承認通知書」(C-9020) とあるのは、「特定輸出者承認書」(C-9013) 又は「特定輸出者不承認通知書」(C-9023) と、7 の 2-8 中「法第 7 条の 5 第 1 号イからチまでのいずれか」とあるのは、「法第 67 条の 6 第 1 号イからトまでのいずれか」と、「法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」とあるのは「法第 67 条の 10 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」と読み替えるものとする。</p> <p>(電子メールによる送信)</p> <p>67 の 13-5 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p><u>(1)</u> (同左)</p> <p><u>(2)</u> (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-1-1 輸出貨物についての法第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) 別表第 1 及び別表第 2 の第 3 欄に「<u>写し</u>」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。</p> <p>別表第 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令 名</th> <th style="text-align: center;">輸出の規制に関する条項</th> <th style="text-align: center;">確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)</td> <td>第28条第1項及び第2項((輸出に関する命令))</td> <td>第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出入承認書<u>若しくはその写し</u>又は同法第28条第5項((輸出組合への事務委任))の規定によ</td> </tr> </tbody> </table>	法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)	第28条第1項及び第2項((輸出に関する命令))	第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出入承認書 <u>若しくはその写し</u> 又は同法第28条第5項((輸出組合への事務委任))の規定によ	<p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-1-1 輸出貨物についての法第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 別表第 1 及び別表第 2 の第 3 欄に「<u>その写し</u>」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。</p> <p>別表第 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令 名</th> <th style="text-align: center;">輸出の規制に関する条項</th> <th style="text-align: center;">確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. (同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)</td> <td>第28条第1項及び第2項((輸出に関する命令))</td> <td>第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出入承認書又は同法第28条第5項((輸出組合への事務委任))の規定により経済産業大臣が</td> </tr> </tbody> </table>	法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ. (同左)	(同左)	(同左)	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)	第28条第1項及び第2項((輸出に関する命令))	第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出入承認書又は同法第28条第5項((輸出組合への事務委任))の規定により経済産業大臣が
法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等																	
イ. (省略)	(省略)	(省略)																	
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)	第28条第1項及び第2項((輸出に関する命令))	第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出入承認書 <u>若しくはその写し</u> 又は同法第28条第5項((輸出組合への事務委任))の規定によ																	
法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等																	
イ. (同左)	(同左)	(同左)																	
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)	第28条第1項及び第2項((輸出に関する命令))	第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出入承認書又は同法第28条第5項((輸出組合への事務委任))の規定により経済産業大臣が																	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		り経済産業大臣から事務委任を受けた輸出組合の代表者が発行した輸出取引承認書 <u>若しくはその写し</u> （注）輸出申告に係る貨物が輸出入取引法に規定する承認を必要とする貨物に該当するが否かについて疑義が生じたときは、「輸出取引承認事務取扱要領（昭和43年6月1日43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号）」の規定による「輸出入取引法に基づく省令別表第1の品目に該当しない旨の証明書」 <u>又はその写し</u> の提出を行わせるものとする。			ら事務委任を受けた輸出組合の代表者が発行した輸出取引承認書 （注）輸出申告に係る貨物が輸出入取引法に規定する承認を必要とする貨物に該当するが否かについて疑義が生じたときは、「輸出取引承認事務取扱要領（昭和43年6月1日43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号）」の規定による「輸出入取引法に基づく省令別表第1の品目に該当しない旨の証明書」の提出を行わせるものとする。
(ロ)及び(ハ) (省略)	(省略)	(省略)	(ロ)及び(ハ) (同左)	(同左)	(同左)
(ニ)鳥獣の保護	第25条第3項((鳥	第25条第3項の規定により環	(ニ)鳥獣の保護	第25条第3項((鳥	第25条第3項の規定により環

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	獣等の輸出の規制))	境大臣が交付する適法捕獲等証明書 <u>又はその写し</u>	及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	獣等の輸出の規制))	境大臣が交付する適法捕獲等証明書
(ホ)～(チ) (省略)	(省略)	(省略)	(ホ)～(チ) (同左)	(同左)	(同左)
ハ、検疫関係 (イ)及び(ロ) (省略)	(省略)	(省略)	ハ、検疫関係 (イ)及び(ロ) (同左)	(同左)	(同左)
(ハ)家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	第45条((輸出検査))	第45条第1項の規定により家畜防疫官が発行した輸出検査証明書 <u>若しくはその写し又は動物検査検査合格通知書の写し</u>	(ハ)家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	第45条((輸出検査))	第45条第1項の規定により家畜防疫官が発行した輸出検査証明書 <u>又はその写し</u>
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 2 節 特殊輸出通関	第 2 節 特殊輸出通関
<p>（輸出郵便物の通関手続）</p> <p>76-2-1 輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 1 件当たりの価格が20万円を超えると思料される郵便物については、日本郵便株式会社から当該郵便物の差出人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、価格が20万円を超えると思料するものがあつた場合には、同社に対し、通関に必要な手続について差出人に連絡するよう要請する。</p> <p>その他の郵便物については、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、<u>次の(4)</u>に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（C-5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査することとどめ、原則として開封検査を省略する。</p> <p><u>(3) 郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割され</u></p>	<p>（輸出郵便物の通関手続）</p> <p>76-2-1 輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 1 件当たりの価格が20万円を超えると思料される郵便物については、日本郵便株式会社から当該郵便物の差出人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、価格が20万円を超えると思料するものがあつた場合には、同社に対し、通関に必要な手続について差出人に連絡するよう要請する。</p> <p>その他の郵便物については、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、<u>次の(3)</u>に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（C-5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査することとどめ、原則として開封検査を省略する。</p>

25

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>たすべての郵便物の価格を合計した額により、輸出申告の要否を判断する。</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(6) 国際郵便約款第104条《伝染性物質》に定める伝染性物質を含有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検査を要する物品の場合）を受けなければならないこととなっているので、<u>上記(4)</u>による事前検査を受けさせることとし、同条（注1）の規定による日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があつたときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検査を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。</p> <p>(7) 放射性物質を含有する郵便物については、国際郵便約款第103条《放射性物質》の規定により税関の検査を受けなければならないこととなっているので、<u>上記(4)</u>による事前検査を受けさせることとする。</p> <p>なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （省略）</p>	<p>(3) （同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 国際郵便約款第104条《伝染性物質》に定める伝染性物質を含有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検査を要する物品の場合）を受けなければならないこととなっているので、<u>上記(3)</u>による事前検査を受けさせることとし、同条（注1）の規定による日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があつたときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検査を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。</p> <p>(6) 放射性物質を含有する郵便物については、国際郵便約款第103条《放射性物質》の規定により税関の検査を受けなければならないこととなっているので、<u>上記(3)</u>による事前検査を受けさせることとする。</p> <p>なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （同左）</p>

26

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前																										
<p><u>⑧</u>（省略）</p> <p>第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 別表第 1 及び別表第 2 の第 3 欄に「<u>写し</u>」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。</p> <p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>輸入の規制に関する条項</th> <th>確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ.（省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止関係</td> <td>第 26 条（鳥獣等の輸入の規制）</td> <td>第 26 条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲（採取）証明書」<u>若しくはその</u></td> </tr> <tr> <td>（イ）鳥獣の保護</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ.（省略）	（省略）	（省略）	ロ. 輸入制限、禁止関係	第 26 条（鳥獣等の輸入の規制）	第 26 条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲（採取）証明書」 <u>若しくはその</u>	（イ）鳥獣の保護			<p><u>⑦</u>（同左）</p> <p>第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4) 別表第 1 及び別表第 2 の第 3 欄に「<u>その写し</u>」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。</p> <p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>輸入の規制に関する条項</th> <th>確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ.（同左）</td> <td>（同左）</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止関係</td> <td>第 26 条（鳥獣等の輸入の規制）</td> <td>第 26 条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲（採取）証明書」又は「輸出許</td> </tr> <tr> <td>（イ）鳥獣の保護</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ.（同左）	（同左）	（同左）	ロ. 輸入制限、禁止関係	第 26 条（鳥獣等の輸入の規制）	第 26 条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲（採取）証明書」又は「輸出許	（イ）鳥獣の保護		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等																											
イ.（省略）	（省略）	（省略）																											
ロ. 輸入制限、禁止関係	第 26 条（鳥獣等の輸入の規制）	第 26 条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲（採取）証明書」 <u>若しくはその</u>																											
（イ）鳥獣の保護																													
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等																											
イ.（同左）	（同左）	（同左）																											
ロ. 輸入制限、禁止関係	第 26 条（鳥獣等の輸入の規制）	第 26 条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲（採取）証明書」又は「輸出許																											
（イ）鳥獣の保護																													

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）		<u>写し</u> 又は「輸出許可証明書」 <u>若しくはその写し</u> （ただし、証明書を発給する政府機関を有しない国（注）から輸入する場合には証明書は不要である。） （注）輸出証明書を発給する政府機関を有しない国については、別に連絡する。	及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）		可証明書」（ただし、証明書を発給する政府機関を有しない国（注）から輸入する場合には証明書は不要である。） （注）輸出証明書を発給する政府機関を有しない国については、別に連絡する。
(p)～(f) （省略）	（省略）	（省略）	(p)～(f) （同左）	（同左）	（同左）
(j) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）	第 12 条《製造販売業の許可》 第 13 条《製造業の許可》 第 14 条《医薬品、医薬部外品及び化粧品	(1) 医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合 ア. ～エ.（省略） オ. 第 23 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が第 23 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づき製	(j) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）	第 12 条《製造販売業の許可》 第 13 条《製造業の許可》 第 14 条《医薬品、医薬部外品及び化粧品	(1) 医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合 ア. ～エ.（省略） オ. 第 23 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が第 23 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づき製

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(x) ~ (v) (省略)	(省略)	造業許可証又はその写し (2) (省略) (省略)	(x) ~ (v) (同左)	(同左)	造業許可証又はその写し (2) (同左) (同左)
(y) アルコール 事業法 (平成12年法律 第36号)	第16条((輸入の許 可)) 第17条((輸入者の 限定))	(1) (省略) (2) 第17条ただし書の規定に より経済産業大臣の承認を 受けた者がアルコールを輸 入しようとする場合には、経 済産業大臣が交付する「アル コール試験研究輸入承認書」 <u>又はその写し</u> 及び「アルコー ル試験研究輸入承認申請書」 <u>又はその写し</u>	(y) アルコール 事業法 (平成12年法律 第36号)	第16条((輸入の許 可)) 第17条((輸入者の 限定))	(1) (同左) (2) 第17条ただし書の規定に より経済産業大臣の承認を 受けた者がアルコールを輸 入しようとする場合には、経 済産業大臣が交付する「アル コール試験研究輸入承認書」 及び「アルコール試験研究輸 入承認申請書」
(w) ~ (t) (省略)	(省略)	(省略)	(w) ~ (t) (同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(7) 感染症予防 及び感染症の患 者に対する医療 に関する法律 (平成10年法律 第114号)	第56条の4((一種病 原体等の輸入の禁 止)) 第56条の12((二種 病原体等の輸入の 許可))	(1) 特定一種病原体等を輸入 しようとする場合には、第56 条の4ただし書きの規定に より厚生労働大臣が交付す る「特定一種病原体等輸入指 定証」 <u>又はその写し</u> (2) 二種病原体等を輸入しよ うとする場合には、第56条の 14において準用する第56条 の10の規定により厚生労働 大臣が交付する「二種病原体 等輸入許可証」(感染症の予 防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律施行規 則(平成10年厚生省令第99 号)別記様式第11に定める様 式のもの) <u>又はその写し</u>	(7) 感染症予防 及び感染症の患 者に対する医療 に関する法律 (平成10年法律 第114号)	第56条の4((一種病 原体等の輸入の禁 止)) 第56条の12((二種 病原体等の輸入の 許可))	(1) 特定一種病原体等を輸入 しようとする場合には、第56 条の4ただし書きの規定に より厚生労働大臣が交付す る「特定一種病原体等輸入指 定書」 (2) 二種病原体等を輸入しよ うとする場合には、第56条の 14において準用する第56条 の10の規定により厚生労働 大臣が交付する「二種病原体 等輸入許可証」(感染症の予 防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律施行規 則(平成10年厚生省令第99 号)別記様式第11に定める様 式のもの)
(4) (省略)	(省略)	(省略)	(4) (同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 2			別表第 2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. ～ニ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. ～ニ. (同左)	(同左)	(同左)
ホ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第 54 条（（輸入禁止）） 第56条の 2（輸入届出）	(1) 輸入物品が、第54条に規定する「指定動物」である場合には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第10条第1項（（輸入検査証明書の交付））の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検査証明書」（同規則別記様式第3号に定めるもの） <u>又はその写し</u> 。 (2) 輸入物品が、第56条の2に規定する「届出動物等」である場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に	ホ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第 54 条（（輸入禁止）） 第56条の 2（輸入届出）	(1) 輸入物品が、第54条に規定する「指定動物」である場合には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第10条第1項（（輸入検査証明書の交付））の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検査証明書」（同規則別記様式第3号に定めるもの） (2) 輸入物品が、第56条の2に規定する「届出動物等」である場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
へ. 及びト. (省略)	(省略)	に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第29条第6項（（輸入届出））の規定により検査所の長が交付する「届出受理証」（同規則別記様式第3号に定めるもの） <u>又はその写し</u> 。 (省略)	へ. 及びト. (同左)	(同左)	に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第29条第6項（（輸入届出））の規定により検査所の長が交付する「届出受理証」（同規則別記様式第3号に定めるもの） (同左)
第 4 節 特殊輸入通関 (輸入郵便物の通関手続) 76-4-2 輸入される郵便物の通関手続については、次による。 (1)及び(2) (省略) <u>(3) 郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計した額により、輸入申告の要否を判断する。</u>			第 4 節 特殊輸入通関 (輸入郵便物の通関手続) 76-4-2 輸入される郵便物の通関手続については、次による。 (1)及び(2) (同左)		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(4)</u>（省略）</p> <p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76-4-7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 輸入郵便物が法第69条の11第1項第7号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第8号に規定する児童ポルノ、同項第9号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第10号に規定する不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号から第3号まで若しくは第10号から第12号までに掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄、<u>不服申立て又は行政処分取消訴訟</u>を行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p> <p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（用語の定義）</p>	<p><u>(3)</u>（同左）</p> <p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76-4-7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 輸入郵便物が法第69条の11第1項第7号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第8号に規定する児童ポルノ、同項第9号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第10号に規定する不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号から第3号まで若しくは第10号から第12号までに掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄<u>又は異議の申立て</u>を行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p> <p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（用語の定義）</p>

35

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69の2～69の10-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第69条の2第1項第3号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、著作権（<u>著作権についての無名又は変名の著作物の発行者が行い得る差止請求権を含む。以下同じ。</u>）、著作隣接権又は育成者権（育成者権についての専用実施権を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号（（定義））に規定する商品等表示、同項第3号に規定する商品の形態又は同項第11号若しくは第12号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の3に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p> <p>(3) 「侵害物品」 法第69条の2第1項第3号及び第4号に掲げる物品をいう。</p> <p>(4)～(8)（省略）</p>	<p>69の2～69の10-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第69条の2第1項第3号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権又は育成者権（育成者権についての専用実施権を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号（（定義））に規定する商品等表示、同項第3号に規定する商品の形態又は同項第11号若しくは第12号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の3（<u>輸出してはならない貨物に係る認定手続</u>）に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p> <p>(3) 「侵害物品」 法第69条の2第1項第3号及び第4号（<u>輸出してはならない貨物</u>）に掲げる物品をいう。</p> <p>(4)～(8)（同左）</p>

36

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(9) 「輸出差止申立て」 法第 69 条の 4 第 1 項（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定による申立てをいう。	(9) 「輸出差止申立て」 法第 69 条の 4 第 1 項（ <u>（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）</u> ）（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定による申立てをいう。
(10) （省略）	(10) （同左）
(11) 「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 69 条の 5（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。	(11) 「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 69 条の 5（ <u>（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）</u> ）（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。
(12)～(14) （省略）	(12)～(14) （同左）
(15) 「農林水産大臣意見照会」 法第 69 条の 8 第 1 項（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。	(15) 「農林水産大臣意見照会」 法第 69 条の 8 第 1 項（ <u>（農林水産大臣等に対する意見の求め）</u> ）（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。
(16) 「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」 法第 69 条の 8 第 1 項（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。	(16) 「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」 法第 69 条の 8 第 1 項（ <u>（農林水産大臣等に対する意見の求め）</u> ）（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。
(17) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 69 条の 9（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。	(17) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 69 条の 9（ <u>（認定手続における専門委員への意見の求め）</u> ）（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。
(18)及び(19) （省略）	(18)及び(19) （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（証拠・意見の提出期限） 69 の 3－1－3 前記 69 の 3－1－2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第 69 条の 3 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。 (1) （省略） (2) 回答期限の延長 上記(1)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。	（証拠・意見の提出期限） 69 の 3－1－3 前記 69 の 3－1－2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第 69 条の 3 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。 (1) （同左） (2) 回答期限の延長 上記(1)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長 <u>願</u> を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。
（輸出差止申立てに係る供託等） 69 の 6－1 法第 69 条の 6（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。	（輸出差止申立てに係る供託等） 69 の 6－1 法第 69 条の 6（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 支払い保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払い保証委託契約の相手方</p> <p>法第 69 条の 6 第 5 項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、<u>株式会社</u>商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 認定手続の取りやめ</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、<u>申出</u>により相応の期限を定めて、</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 支払い保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払い保証委託契約の相手方</p> <p>法第 69 条の 6 第 5 項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 認定手続の取りやめ</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、<u>願出</u>により相応の期限を定</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。</p> <p>なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。</p> <p>生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(5)～(9) (省略)</p> <p>(通関解放金)</p> <p>69の10-2 法第69条の10第3項から第10項まで（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第 69 条の 10 第 6 項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中</p>	<p>めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。</p> <p>なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。</p> <p>生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(5)～(9) (同左)</p> <p>(通関解放金)</p> <p>69の10-2 法第69条の10第3項から第10項まで（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第 69 条の 10 第 6 項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>中央金庫、<u>株式会社</u>商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(3) 供託等をしない場合の取扱い</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、<u>申出</u>により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(4)~(8) (省略)</p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(用語の定義)</p>	<p>中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(3) 供託等をしない場合の取扱い</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、<u>願出</u>により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(4)~(8) (同左)</p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(用語の定義)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69 の 11~69 の 21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、著作権（<u>著作権についての無名又は変名の著作物の発行者が行い得る差止請求権を含む。以下同じ。</u>）、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用実施権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用実施権を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（(定義)）に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 12 に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第 10 号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p> <p>(3) 「侵害物品」 法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる物</p>	<p>69 の 11~69 の 21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用実施権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用実施権を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（(定義)）に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 12、<u>((輸入してはならない貨物に係る認定手続))</u>に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第 10 号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p> <p>(3) 「侵害物品」 法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号及び第 10 号、<u>((輸入し</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>品をいう。</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>(9) 「輸入差止申立て」 法第 69 条の 13 第 1 項の規定による申立てをいう。</p> <p>(10) (省略)</p> <p>(11) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 69 条の 14 の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。</p> <p>(12)～(14) (省略)</p> <p>(15) 「見本検査承認申請」 法第 69 条の 16 第 1 項の規定による申請をいう。</p> <p>(16)及び(17) (省略)</p> <p>(18) 「農林水産大臣意見照会」 法第 69 条の 18 第 1 項の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。</p> <p>(19) 「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」 法第 69 条の 18 第 1 項の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。</p> <p>(20) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 69 条の 19 の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。</p>	<p><u>てはならない貨物</u>)」に掲げる物品をいう。</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>(9) 「輸入差止申立て」 法第 69 条の 13 第 1 項 <u>((輸入してはならない貨物に係る申立て手続等))</u> の規定による申立てをいう。</p> <p>(10) (同左)</p> <p>(11) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 69 条の 14 <u>((輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め))</u> の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。</p> <p>(12)～(14) (同左)</p> <p>(15) 「見本検査承認申請」 法第 69 条の 16 第 1 項 <u>((見本検査の申請))</u> の規定による申請をいう。</p> <p>(16)及び(17) (同左)</p> <p>(18) 「農林水産大臣意見照会」 法第 69 条の 18 第 1 項 <u>((農林水産大臣等に対する意見の求め))</u> の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。</p> <p>(19) 「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」 法第 69 条の 18 第 1 項 <u>((農林水産大臣等に対する意見の求め))</u> の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。</p> <p>(20) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 69 条の 19 <u>((認定手続における専門委員への意見の求め))</u> の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(21)及び(22) (省略)</p> <p>(証拠・意見の提出期限)</p> <p>69 の 12-1-3 前記 69 の 12-1-2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第 69 条の 12 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 回答期限の延長</p> <p>上記(1)又は(2)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長<u>の申出</u>を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>69 の 12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものと</p>	<p>(21)及び(22) (同左)</p> <p>(証拠・意見の提出期限)</p> <p>69 の 12-1-3 前記 69 の 12-1-2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第 69 条の 12 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 回答期限の延長</p> <p>上記(1)又は(2)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長<u>額</u>を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>69 の 12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものと</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る疑義貨物について、輸入者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めるとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5831）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5832）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る疑義貨物については、必要に応じ</p>	<p>する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸入者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めるとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5831）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5832）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でない」と認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>69 の 15-1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 供託等の取扱い イ (省略)</p> <p>ロ 支払い保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の 15 第 5 項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央</p>	<p>要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でない」と認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>69 の 15-1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 供託等の取扱い イ (同左)</p> <p>ロ 支払い保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の 15 第 5 項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>金庫法による農林中央金庫、<u>株式会社</u>商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 認定手続の取りやめ</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、<u>申出</u>により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。</p> <p>なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。</p> <p>生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(5)～(9) (省略)</p>	<p>金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 認定手続の取りやめ</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、<u>願出</u>により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。</p> <p>なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。</p> <p>生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(5)～(9) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(見本検査承認申請等)</p> <p>69 の 16-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 見本検査承認申請を承認しない場合は、知的財産調査官等は、総括知的財産調査官に協議する。<u>(当該見本検査承認申請に係る疑義貨物について自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合を除く。)</u>ものとし、承認しなかったときは「見本検査不承認通知書（申請者用）」（C-5906）を申請者に、「見本検査不承認通知書（輸入者等用）」（C-5908）を輸入者等に交付する。</p> <p>(通関解放金)</p> <p>69 の 20-2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第 69 条の 20 第 6 項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、</p>	<p>(見本検査承認申請等)</p> <p>69 の 16-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 見本検査承認申請を承認しない場合は、知的財産調査官等は、総括知的財産調査官に協議するものとし、承認しなかったときは「見本検査不承認通知書（申請者用）」（C-5906）を申請者に、「見本検査不承認通知書（輸入者等用）」（C-5908）を輸入者等に交付する。</p> <p>(通関解放金)</p> <p>69 の 20-2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第 69 条の 20 第 6 項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、<u>株式会社</u>商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(3) 供託等をしない場合の取扱い</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、<u>申出</u>により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>第 6 章の 2 認定通関業者</p>	<p>長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(3) 供託等をしない場合の取扱い</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、<u>願出</u>により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>第 6 章の 2 認定通関業者</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(認定の公告)</p> <p>79-6 法第 79 条第 4 項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて<u>同条第 6 項</u>に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称</p> <p>(電子メールによる送信)</p> <p>79-7 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(1) 前記 79-1、<u>79-2 又は後記 79 の 6-1</u>の申請書及び添付書類</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>(3) 後記 79 の 3-1 の届出書及び添付書類</u></p>	<p>(認定の公告)</p> <p>79-6 法第 79 条第 4 項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて<u>同条第 2 項</u>に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称</p> <p>(電子メールによる送信)</p> <p>79-7 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(1) 前記 79-1 の申請書及び添付書類</p> <p>(2) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 7 章 収容及び留置</p> <p>（予定価格の決定）</p> <p>84-7 令第 74 条第 3 項に規定する予定価格の決定の際に<u>勘案される同種又は類似の貨物の価格は、国内卸売価格とする。</u></p> <p>第 8 章 不服申立て</p> <p>（申出のあった場合の教示）</p> <p>89-6 行政不服審査法第 82 条第 2 項に規定する教示は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 当該教示について、教示を求めた者が書面による教示を求めた場合及び書面で教示を求めた場合には、次により記載して書面で行う。</p> <p>イ 処分について不服申立てをすることができる場合</p> <p>不服申立てについて （年号）年 月 日付第〇〇号をもってした処分について不服が</p>	<p>第 7 章 収容及び留置</p> <p>（予定価格の決定）</p> <p>84-7 令第 74 条第 3 項<u>《入札の予定価格》</u>に規定する予定価格の決定については、次による。</p> <p><u>予定価格の決定の際に勘案される同種又は類似の貨物の価格は、国の専売品を政府又は日本たばこ産業株式会社に随意契約により売却する場合を除き、国内卸売価格とする。</u></p> <p>第 8 章 不服申立て</p> <p>（申出のあった場合の教示）</p> <p>89-6 行政不服審査法第 82 条第 2 項に規定する教示は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 当該教示について、教示を求めた者が書面による教示を求めた場合及び書面で教示を求めた場合には、次により記載して書面で行う。</p> <p>イ 処分について不服申立てをすることができる場合</p> <p>不服申立てについて （年号）年 月 日付第〇〇号をもってした処分について不服が</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>あるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、〇〇税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長（提出先 〇〇国税不服審判所首席国税審判官<u>（注）</u>）に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後はすることができません。</p> <p>ロ （省略）</p> <p><u>③ 上記②イ注の「〇〇国税不服審判所首席国税審判官」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。</u></p> <p>（一括決定する場合の教示の方法）</p> <p>89-9 前記 89-4 により一括して決定を行う場合の行政不服審査法第 60 条第 2 項、国税通則法第 84 条第 9 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。</p> <p>(1) 決定書に記載する教示文言は次による。</p> <p>「不服申立てについて」</p>	<p>あるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、〇〇税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長（提出先 〇〇国税不服審判所首席国税審判官））に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後はすることができません。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>（一括決定する場合の教示の方法）</p> <p>89-9 前記 89-4 により一括して決定を行う場合の行政不服審査法第 60 条第 2 項、国税通則法第 84 条第 9 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。</p> <p>(1) 決定書に記載する教示文言は次による。</p> <p>「不服申立てについて」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができます。）。</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注 2）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を<u>国税不服審判所首席国税審判官</u>（ ）（注 3）に提出して下さい。「取消しの訴えについて」</p> <p>1 及び 2 （省略）</p> <p>(2) 上記(1)の注については次による。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 注 3 の「<u>国税不服審判所首席国税審判官</u>（ ）」については、処分に係る教示を行うべき<u>税関の管轄区域</u>を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（ ）内には、同提出先の所在地を記入する。<u>なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。</u></p>	<p>この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができます。）。</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注 2）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を<u>国税不服審判所長首席国税審判官</u>（ ）（注 3）に提出して下さい。「取消しの訴えについて」</p> <p>1 及び 2 （同左）</p> <p>(2) 上記(1)の注については次による。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 注 3 の「<u>国税不服審判所長首席国税審判官</u>（ ）」については、処分に係る教示を行うべき<u>税関（本関）の所在地</u>を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（ ）内には、同提出先の所在地を記入する。</p>

新旧対照表

【アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて（平成 13 年 3 月 29 日財関第 271 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別紙	別紙
平成 13.03.27 製局第 1 号 平成 13 年 3 月 27 日 <u>改正 20170309 製局第 1 号</u> <u>平成 29 年 3 月 17 日</u>	平成 13.03.27 製局第 1 号 平成 13 年 3 月 27 日
財務省関税局長 殿 経済産業省製造産業局長 アルコールの輸入通関の際における取扱いについて	財務省関税局長 殿 経済産業省製造産業局長 アルコールの輸入通関の際における取扱いについて
アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号以下「法」という。）に規定するアルコールの輸入の際の <u>取扱い</u> を下記のとおり定め、平成 13 年 4 月 1 日から実施することとしたので、税関における確認等は、下記により <u>取扱い</u> に <u>ただきたく</u> 依頼します。	アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号以下「法」という。）に規定するアルコールの輸入の際の <u>取扱</u> を下記のとおり定め、平成 13 年 4 月 1 日から実施することとしたので、税関における確認等は、下記により <u>お取扱い</u> に <u>いた</u> く依頼します。
記	記
1 対象となるアルコール	1 対象となるアルコール

新旧対照表

【アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて（平成 13 年 3 月 29 日財関第 271 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1) 法第 16 条第 1 項（輸入の許可）及び第 17 条（ <u>輸入の承認</u> ）に規定するアルコールとは、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 2207. 10 号に定めるアルコール分が 90%以上のアルコールのうち以下のものをいう。 イ及びロ（省略）	(1) 法第 16 条第 1 項（輸入の許可）及び第 17 条（ <u>同</u> ）に規定するアルコールとは、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 2207. 10 号に定めるアルコール分が 90%以上のアルコールのうち以下のものをいう。 イ及びロ（同左）
(2) 上記(1)の各用語の <u>定義</u> は以下の <u>とおり</u> とする。 ①及び②（省略）	(2) 上記(1)の各用語の <u>意義</u> は以下の <u>通り</u> とする。 ①及び②（同左）
2 税関における確認の内容 (1)（省略） (2) 上記 1(1)イ及びロ以外のアルコールを通関する際の取扱い イ 業として輸入されるアルコールの場合 上記 2(1)と同様とする。 ロ 経済産業大臣の承認を受けて試験、研究又は分析用として輸入されるアルコールの場合 法第 17 条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者に交付されたアルコール試験研究輸入承認書（要領様式第 51（別添 2））の <u>写し</u> 及びアルコール試験研究輸入承認申請書（アルコール事業法施行規則様式第 17（別添 3））の <u>写し</u> を税関に提示させるので、当該承認書等をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。	2 税関における確認の内容 (1)（同左） (2) 上記 1(1)イ及びロ以外のアルコールを通関する際の取扱い イ 業として輸入されるアルコールの場合 上記 2(1)と同様とする。 ロ 経済産業大臣の承認を受けて試験、研究又は分析用として輸入されるアルコールの場合 法第 17 条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者に交付されたアルコール試験研究輸入承認書（要領様式第 51（別添 2））及びアルコール試験研究輸入承認申請書（アルコール事業法施行規則様式第 17（別添 3））を税関に提示させるので、当該承認書等をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。

新旧対照表

【アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて（平成 13 年 3 月 29 日財関第 271 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 留意事項</p> <p>上記 2(1)及び(2)イについては、輸入事業者から保税地域内でアルコールの転売を受けた製造事業者、法第 21 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（販売事業者）、法第 26 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（許可使用者）及び法第 2 条第 4 項に規定する特定アルコールの譲渡を受けた者が輸入申告を行う際には、当該輸入事業者の輸入事業許可書の写しに当該アルコールが当該輸入事業者から譲渡されたものであることを証する書類（売買契約書等）の写しを添付したものを関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。</p> <p>4 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記 1 から 3 に関して疑義が生じた場合は、次に連絡されたい。</p> <p>経済産業省製造産業局素材産業課アルコール室 電話(03)-3501-1511 内線 3751 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1</p>	<p>3 留意事項</p> <p>上記 2(1)及び(2)イについては、輸入事業者から保税地域内でアルコールの転売を受けた製造事業者、法第 21 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（販売事業者）、法第 26 条第 1 項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者（許可使用者）及び法第 2 条第 4 項に規定する特定アルコールの譲渡を受けた者が輸入申告を行う際には、当該輸入事業者の輸入事業許可書の写しに当該アルコールが当該輸入事業者から譲渡されたものであることを証する書類（売買契約書等）を添付したものを関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。</p> <p>4 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記 1 から 3 に関して疑義が生じた場合は、次に連絡されたい。</p> <p>経済産業省製造産業局化学課アルコール室 電話(03)-3501-1511 内線 3751 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別添</p> <p>17 消安第 10801 号 平成 18 年 2 月 1 日 23 消安第 5335 号 平成 24 年 1 月 27 日</p> <p><u>最終改正 26 消安第 6528 号</u> <u>平成 27 年 3 月 27 日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>農林水産省消費・安全局長</p> <p>「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について</p> <p>今般、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の施行に伴い、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」及び「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」を制定したので、お知らせします。</p>	<p>別添</p> <p>17 消安第 10801 号 平成 18 年 2 月 1 日 23 消安第 5335 号 平成 24 年 1 月 27 日</p> <p><u>最終改正</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>農林水産省消費・安全局長</p> <p>「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について</p> <p>今般、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の施行に伴い、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」及び「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」を制定したので、お知らせします。</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本件に係る植物検疫措置が円滑かつ的確に実施されるよう御協力をお願いします。</p> <p>なお、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）に係る植物検疫の実施については、通関後加熱加工処理を実施することとなります。</p> <p>このことから、以下の証明方法をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とし、輸入を認めることを証明することとしたので、輸入通関に当たり、これに御留意の上御協力をお願いします。</p> <p>〔輸入認可証明方法〕</p> <p>1. 「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の(イ)）を輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>2. 「植物輸入認可証印」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の(ロ)）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>(別紙)</p> <p>アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則</p>	<p>本件に係る植物検疫措置が円滑かつ的確に実施されるよう御協力をお願いします。</p> <p>なお、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）に係る植物検疫の実施については、通関後加熱加工処理を実施することとなります。</p> <p>このことから、以下の証明方法をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とし、輸入を認めることを証明することとしたので、輸入通関に当たり、これに御留意の上御協力をお願いします。</p> <p>〔輸入認可証明方法〕</p> <p>1. 「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の(イ)）を輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>2. 「植物輸入認可証印」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の(ロ)）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>(別紙 <u>1</u>)</p> <p>アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 46 のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫の実施については、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 （省略）</p> <p>5 生産地における検査 （1）告示 3 の（1）の検査は、輸出荷口単位でばれいしょ生塊茎の 1% 以上について、特に傷害、奇形等が認められるものを中心に、適宜、切開し、検疫有害動植物、特にシストセンチュウがないことを確認するものと<u>された</u>。 （2）（省略）</p> <p>6 表示 告示 5 の表示は、次の<u>字句</u>によるものとし、容易に確認できる大きさでなされるものと<u>された</u>。</p> <p>PPQ—APHIS—USDA CERTIFIED EXPORT CHIPPING POTATO</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 46 のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫の実施については、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1～4 （同左）</p> <p>5 生産地における検査 （1）告示 3 の（1）の検査は、輸出荷口単位でばれいしょ生塊茎の 1% 以上について、特に傷害、奇形等が認められるものを中心に、適宜、切開し、検疫有害動植物、特にシストセンチュウがないことを確認するものと<u>する</u>。 （2）（同左）</p> <p>6 表示 告示 5 の表示は、次の<u>様式</u>によるものとし、容易に確認できる大きさでなされるものと<u>する</u>。</p> <p>PPQ—APHIS—USDA CERTIFIED EXPORT CHIPPING POTATO</p>

3

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>FOR JAPAN</p> <p>7～8 （省略）</p> <p>9 <u>植物防疫官による確認</u> 告示 6 の（1）の検査等の確認は、ばれいしょ生塊茎の輸出期間中にアメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に適宜立会い、検疫有害動植物（特にシストセンチュウ）及び土がないことを確認することをもって行うものとする。</p> <p>10 輸入検査及び加熱加工処理手続 <u>輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものとする。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の所在する港とは別の規則第 6 条第 1 項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は 14 に定めるところによるものとする。</u> （1）～（6）（省略） （7）植物防疫官は、（6）の確認に当たっては、当該輸入者に対し、次の事項を遵守するよう指示するものとする。</p>	<p>FOR JAPAN</p> <p>7～8 （同左）</p> <p>9 告示 6 の（1）の検査等の確認は、ばれいしょ生塊茎の輸出期間中にアメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に適宜立会い、検疫有害動植物（特にシストセンチュウ）及び土がないことを確認することをもって行うものとする。</p> <p>10 輸入検査及び加熱加工処理手続 （1）～（6）（同左） （7）植物防疫官は、（6）の確認に当たっては、当該輸入者に対し、次の事項を遵守するよう指示するものとする。</p>

4

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ア <u>指定施設までの運搬は、ばれいしょ生塊茎を輸入した際に用いられた密閉型コンテナで行うこと。</u></p> <p>イ～キ （省略） (8)～(9) （省略）</p> <p>11～13 （省略）</p> <p>14 <u>別の輸入港の指定施設に陸路輸送する場合の事務取扱い</u> <u>(1) 輸入港の港頭地域（以下「輸入港頭地域」という。）を管轄する植物防疫所の植物防疫官（以下「輸入港頭地域植物防疫官」という。）は、輸入者から、当該輸入港以外の指定施設への陸路輸送を行いたい旨の申出があったときは、当該輸送の行われる 3 日前までに輸入検査申請書、処理計画書及び輸送計画書（別記様式 8）を提出させるものとする。</u> <u>(2) 輸入港頭地域植物防疫官は、(1) の輸送計画書の提出があったときは、その内容が次に掲げる要件を全て満たすことを確認し、必要があれば補正を指示するとともに、指定施設の所在する港頭地域を管轄する植物防疫所の植物防疫官（以下「着地港頭地域植物防疫官」とい</u></p>	<p>ア <u>「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）までの運搬は、密閉型コンテナで行うこと。</u></p> <p>イ～キ （同左） (8)～(9) （同左）</p> <p>11～13 （同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>う。）に処理計画書の写しを送付し、その内容の確認を求めるものとする。</u></p> <p>ア <u>指定施設の所在する港の輸入関連施設の整備状況に照らし、当該港における外航船によるばれいしょ生塊茎の輸入が困難であると認められること。</u></p> <p>イ <u>陸路輸送に用いられる密閉型コンテナは、ばれいしょ生塊茎を輸入した際に用いられた密閉型コンテナであること。</u></p> <p>ウ <u>陸路輸送に用いられる密閉型コンテナについて、換気口、排水口（ドレン口）等の開口部を確実に塞ぐ方法が適切であること。</u></p> <p>エ <u>輸入検査のために開扉された密閉型コンテナについて、輸入検査後に再度封印する方法が適切であること。</u></p> <p>オ <u>輸送経路は、密閉型コンテナの輸送に支障がなく、かつ、指定施設まで可能な限り最短の経路となっていること。また、陸路輸送中に事故が生じた場合に、荷口の回収等の処理を行う輸入者等及び植物防疫官が速やかに事故の現場に到着することが可能な経路であること。</u></p> <p>カ <u>事故発生時、直ちにそのばれいしょ生塊茎の輸入港頭地域植物防疫官に連絡がなされ、必要な措置が講じられる体制が整えられていること、また、その体制による措置の実行が可能なものであると判断されること。</u></p> <p><u>(3) 着地港頭地域植物防疫官は、(2) により輸入港頭地域植物防疫官</u></p>	

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>から処理計画書の写しの送付を受けたときは、その内容が適正であることを確認し、その結果（補正を指示すべき事項があれば、その内容を含む。）を輸入港頭地域植物防疫官に連絡するものとする。</p> <p><u>（4）輸入港頭地域植物防疫官は、輸送計画書の内容が適正であることを確認した場合は、当該輸入者に対し、陸路輸送に当たって、次の事項を遵守するよう指示するものとする。また、輸入港頭地域植物防疫官は、着地港頭地域植物防疫官に、確認した輸送計画書の写しを送付するものとする。</u></p> <p><u>ア 指定施設までの運搬は、（2）の確認を受けた輸送計画書に基づき安全かつ適切に行うこと。また、密閉型コンテナの輸送中、安全に運搬されていることを確認すること。</u></p> <p><u>イ 加熱加工処理は、薄切したばれいしょ生塊茎を摂氏 130 度以上の食用油に 2 分間以上浸漬して実施すること。</u></p> <p><u>ウ 加熱加工処理の過程で生ずるきょう雑物・残さは、加熱加工処理後直ちに焼却又はそれと同等の処理を行うこと。</u></p> <p><u>エ 指定施設内での運搬及び加熱加工処理の過程で当該ばれいしょ生塊茎及びその残さが分散しないように適切な措置を講じるとともに、運搬終了後及び加熱加工処理終了後は、当該運搬用具、荷役道具及び場所を消毒・清掃し、荷こぼれは焼却又はそれと同等の処理を行うこと。</u></p> <p><u>オ （3）により着地港頭地域植物防疫官から処理計画書の内容につ</u></p>	

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>いて補正を指示すべき事項の連絡があった場合には、処理計画書を補正の上、補正した処理計画書（以下「補正処理計画書」という。）を輸入検査の実施日まで提出すること。</u></p> <p><u>カ （1）の処理計画書の内容の確認を受けた後、当該処理計画書の内容を変更しなければならない事由が生じたときは、遅滞なく着地港頭地域植物防疫官に変更後の処理計画書を提出し、その処理計画書の変更の内容の確認を受けること。</u></p> <p><u>キ 指定施設内において、災害その他の事由により当該ばれいしょ生塊茎に事故が生じたときは、遅滞なくその旨を着地港頭地域植物防疫官に届け出ること。</u></p> <p><u>ク 加熱加工処理を終了したときは、ばれいしょ生塊茎加熱加工処理実施記録表（指定要領の別記様式 3）の写しを、遅滞なく着地港頭地域植物防疫官に提出すること。</u></p> <p><u>（5）（1）の輸送計画書の内容の確認を受けた後、当該輸送計画書の内容を変更しなければならない事由が生じたときは、遅滞なく輸入港頭地域植物防疫官に変更後の処理計画書を提出し、その輸送計画書の変更の内容の確認を受けること。</u></p> <p><u>（6）輸入検査は、輸入港頭地域植物防疫官が、輸入港において、ばれいしょ生塊茎及び当該ばれいしょ生塊茎に添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。</u></p> <p><u>（7）植物検疫証明書が添付されていない場合、告示 4 の積み込み時の措置</u></p>	

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>に違反するこん包の場合、告示 5 の封印及び表示がなされていない場合及び密閉型コンテナが破損又は開扉されている場合は、輸入港頭地域植物防疫官は、当該ばれいしょ生塊茎の廃棄又は返送を命じるものとする。</u></p> <p><u>(8) (6) 及び (7) 以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物検疫規程によるものとする。</u></p> <p><u>(9) シストセンチュウが発見された場合又は土の付着があった場合には、次により措置するものとする。</u></p> <p><u>ア 当該ばれいしょ生塊茎を含む荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。</u></p> <p><u>イ シストセンチュウ又は土が付着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。</u></p> <p><u>(10) 輸入港頭地域植物防疫官は、次の事項を確認した上で、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式 4 の（イ））を交付するものとする。ただし、植物輸入認可証印（別記様式 4 の（ロ））を押印した（1）の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。</u></p> <p><u>ア 輸入検査で生じた残さ等が清掃の後、収集・密封され、陸路輸送に用いられる密閉型コンテナに搬入されていること。</u></p> <p><u>イ (2) の確認を受けた輸送計画書に記載された方法により、密閉</u></p>	

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>型コンテナの開口部が適切に塞がれていること。</u></p> <p><u>ウ (2) の確認を受けた輸送計画書に記載された方法により、輸入検査のために開扉された密閉型コンテナについて、当該輸入検査の後、再度封印が適切になされていること。</u></p> <p><u>エ 密閉型コンテナ内のばれいしょ生塊茎をこん包している袋の積載状況、コンテナのトレーラーへの固定等が適切であり、安全な運送に支障がないこと。</u></p> <p><u>オ (4) のオで当該輸入者に補正処理計画書の提出を指示した場合、当該補正処理計画書の内容が適正であることが着地港頭地域植物防疫官により確認されていること。</u></p> <p><u>(11) 輸入港頭地域植物防疫官は、(4) のオで輸入者に補正処理計画書の提出を指示した場合であって、当該指示を受けた輸入者から補正処理計画書の提出がない場合又は当該指示を受けた輸入者から再提出された補正処理計画書の確認の結果問題があると判断した場合には、当該ばれいしょ生塊茎を含む荷口全量の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u></p> <p><u>(12) 着地港頭地域植物防疫官は、陸路輸送されたばれいしょ生塊茎が指定施設に到着した際には、コンテナ番号の確認を行うとともに、密閉型コンテナの状態（封印がなされていること、開口部が塞がれていること、亀裂や破損がないこと）を確認するものとする。</u></p> <p><u>(13) 陸路輸送中に事故等が生じた場合、植物防疫官は、アの内容につい</u></p>	

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>て、(2) で確認した輸送計画書の輸送中の事故発生時における対応計画に基づき、輸入者等に行わせるとともに、イの内容について自ら行うものとする。</u></p> <p><u>ア 輸入者</u></p> <p><u>(ア) 事故等の状況について、遅滞なく輸入港頭地域植物防疫官に連絡すること。</u></p> <p><u>(イ) 密閉型コンテナが破損し積載荷口が散乱した場合は、荷口が散乱した場所の周囲の状況を確認及び記録した上で、当該状況について、植物防疫官に報告するとともに、直ちに荷口の全量を回収すること。回収されたばれいしょ生塊茎は、ビニール袋等に入れ適正に管理するとともに、植物防疫官の指示に従い廃棄すること。植物防疫官から病害虫の分散を防止するための指導を受けた場合は、それに従い適切に対処すること。</u></p> <p><u>(ウ) 植物防疫官が行うイの(ウ)及び(エ)の病害虫調査等に協力すること。</u></p> <p><u>イ 植物防疫官</u></p> <p><u>輸入者から事故等の連絡を受けた場合、輸入港頭地域植物防疫官は、直ちに事故等の発生現場に向き、事故等の発生状況、荷口が散乱した範囲、ばれいしょ生塊茎の回収状況等を確認するとともに以下の調査等を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、事故等が発生した場所等の状況に応じて、輸入港頭地域植</u></p>	

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>物防疫官は着地港頭地域植物防疫官に対応を依頼すること。</u></p> <p><u>(ア) 植栽植物の調査</u></p> <p><u>荷口が散乱した場所の環境（自生・植栽植物の種類、量等）の調査を実施すること。</u></p> <p><u>(イ) 土壌消毒</u></p> <p><u>荷口が散乱した場所において、土壌くん蒸剤等による土壌を対象とした消毒を実施すること。</u></p> <p><u>(ウ) 土壌検診</u></p> <p><u>荷口が散乱した場所において、まんべんなく（センチュウ類の寄主植物の根回りを中心に）土壌を採取し、センチュウ類を対象とした検診を数年間継続して実施すること。</u></p> <p><u>(エ) 病害虫の寄主・宿主植物等の調査</u></p> <p><u>荷口が散乱した場所及びその周辺について、病害虫の寄主・宿主植物（商業収穫物を含む。）がある場合は、当該植物を採取した上で病害虫の調査を数年継続して実施すること。</u></p> <p>別記様式 1～7 （省略）</p>	<p>別記様式 1～7 （同左）</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式 8（14関係）</p> <p style="text-align: center;">輸送計画書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>植物防疫（事務）所（支所・出張所）植物防疫官 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 輸入者 氏 名 印(注)</p> <p>月 日 港入港 丸（号）積みの貨物（海上コンテナ）のば れいしょ生塊茎について、下記により陸路輸送して加熱加工したいので、申請します。 なお、万一この計画を変更する場合は、必ず事前に承認を得ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 陸路輸送を行う理由 数量 袋（箱） kg</p> <p>2 品 名</p> <p>3 コンテナ番号</p> <p>4 封印番号</p> <p>5 輸入検査後、再度封印する方法</p> <p>6 輸送期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで</p> <p>7 輸送経路（予備を含む複数経路）（経路図を添付）</p> <p>8 輸送スケジュール（以下の情報を添付） （各ドライバーごとに輸送担当者、輸送期間、往復回数、複数の車両を編成して走 行する場合はその内容、また、輸入者の同行の有無を記載のこと）</p> <p>9 輸送責任者氏名・所属・電話</p> <p>10 輸送中の事故発生時における対応計画 別紙のとおり</p> <p>11 輸送に際して留意すべき事項</p> <p>（1）輸送を行う者に、輸送計画の内容、留意すべき事項を事前に周知・徹底させる こと。また、輸送計画書の写しを携行させること。</p> <p>（2）輸送を行う者に、輸送計画書に基づき指定施設までの運搬を安全かつ適切に行 わせること。また、密閉型コンテナの輸送中、安全に運搬されていることを確 認させること。</p> <p>（3）輸入検査のために開扉された密閉型コンテナについて、検査後、再度封印が 適切になされていること。また、密閉型コンテナの開閉部が適切に塞がれてい ること。</p> <p>（4）輸入検査で生じる残さ等は清掃後、取集・密封され、陸路輸送に用いられる密 閉型コンテナ内に搬入されていること。</p> <p>（5）事故等があったときは、速滞なくその旨を出発地の植物防疫所に連絡すること。</p> <p>（6）事故等により、密閉型コンテナが破損し、積載荷口が放出・散乱した場合に あつては、荷口が散乱した場所の範囲を確認し、植物防疫官に報告するとともに、 直ちに荷口の全量を回収すること。また、植物防疫官から病害虫の分散を防止す るための指示を受けた場合は、それに従い適切に対処すること。</p> <hr/> <p>上記の計画により実施されたい。</p> <p>年 月 日 植物防疫官 氏 名 印</p> <p>（注）氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">輸送中の事故発生時における対応計画</p> <p>1. 事故発生時における連絡体制</p> <p>（1）連絡を行う責任者の氏名、所属、連絡先等</p> <p>（2）連絡網（植物防疫所、輸入者、輸送業者等関係者間の連絡体制及び電話番号等）</p> <p>2. 密閉型コンテナが破損し、積載荷口が散乱した場合における対応（荷口の散乱場所 に係る調査、散乱した荷口の回収等）計画</p> <p>（1）対応者の氏名、所属、事故発生時の役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 30%;">所 属</th> <th style="width: 40%;">事故発生時の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注：責任者は①の欄にすること。</p> <p>（2）各対応者の待機場所、現場までの具体的な移動手段の確保状況（車両の台数、車両 の待機場所等）</p> <p>①の者： ②の者： ③の者： ④の者： ⑤の者：</p> <p>（3）荷口の散乱場所に係る調査に関する具体的な対応</p> <p>①の者： ②の者： ③の者： ④の者： ⑤の者：</p> <p>（4）散乱した荷口の回収及び保管に関する具体的な対応</p> <p>①の者： ②の者： ③の者： ④の者： ⑤の者：</p> <p>（5）事故発生時に使用する器具・器材の整備状況（器具・器材の種類、数量、保管場所等）</p>	氏 名	所 属	事故発生時の役割	①			②			③			④			⑤			
氏 名	所 属	事故発生時の役割																	
①																			
②																			
③																			
④																			
⑤																			

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別添</p> <p>健発第 0525006 号 平成 19 年 5 月 25 日 改正 健発第 0512006 号 平成 20 年 5 月 12 日 <u>改正 健発 0317 第 4 号</u> <u>平成 29 年 3 月 17 日</u></p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく 一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 20 項及び第 21 項に規定する一種病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び第 56 条の 12 の規定に基づき輸入が規制されているところです。</p> <p>このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通関の際における取扱いについて、別添「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」による こととしたので、特段の配慮をお願いします。</p> <p>別添</p>	<p>別添</p> <p>健発第 0525006 号 平成 19 年 5 月 25 日 改正 健発第 0512006 号 平成 20 年 5 月 12 日</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく 一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 20 項及び第 21 項に規定する一種病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び第 56 条の 12 の規定に基づき輸入が規制されているところです。</p> <p>このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通関の際における取扱いについて、別添「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」による こととしたので、特段の配慮をお願いします。</p> <p>別添</p>

1

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 税関への確認依頼事項 感染症法の規定に基づき特定一種病原体等又は二種病原体等を輸入しようとする者は、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づき、感染症法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。これらの輸入申告に際し、税関に提出を必要とする具体的な書類及び通関の際における取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 特定一種病原体等 厚生労働大臣印が押印された「特定一種病原体等輸入指定証」(別紙 1) の原本 <u>又はその写し</u> を輸入申告の際に税関へ提示させる。</p> <p>(2) 二種病原体等 厚生労働大臣印が押印された「二種病原体等輸入許可証」(別紙 2) の原本 <u>又はその写し</u> を輸入申告の際に税関へ提示させる。</p>	<p>「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 税関への確認依頼事項 感染症法の規定に基づき特定一種病原体等又は二種病原体等を輸入しようとする者は、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づき、感染症法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。これらの輸入申告に際し、税関に提出を必要とする具体的な書類及び通関の際における取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 特定一種病原体等 厚生労働大臣印が押印された「特定一種病原体等輸入指定書」(別紙 1) の原本を輸入申告の際に税関へ提示させる。 <u>なお、「特定一種病原体等輸入指定書」は、特定一種病原体等を輸入しようとする都度必要であるので、内容を確認後、二次使用防止のための処理印(税関審査印)を押印したうえで輸入申告者に返却されたい。</u></p> <p>(2) 二種病原体等 厚生労働大臣印が押印された「二種病原体等輸入許可証」(別紙 2) の原本を輸入申告の際に税関へ提示させる。</p>

2

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
4 (省略)	4 (同左) <u>なお、「二種病原体等輸入許可証」は、輸入しようとする二種病原体等の種類ごとに受けなければならないので、内容を確認後、二次使用防止のための処理印(税関審査印)を押印したうえで輸入申告者に返却されたい。</u>

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																										
<div style="text-align: right;">別紙 1 指定番号</div> <p style="text-align: center;"><u>特定一種病原体等輸入指定証</u></p> <p><u>氏名</u> (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <u>住所</u></p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 56 条の 4 のただし書きに規定する海外的に輸入する必要がある特定病原体等として指定したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 印</p> <p>指定の年月日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>輸入しようとする特定一種病原体等の種類</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の目的</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の住所</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の期間</td><td></td></tr> <tr><td>輸送の方法</td><td></td></tr> <tr><td>輸入港名</td><td></td></tr> <tr><td><u>事業所の名称</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>事業所の所在地</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>特定一種病原体等再指定番号</u></td><td></td></tr> <tr><td>指定の条件</td><td></td></tr> <tr><td><u>事業所の所属</u></td><td></td></tr> </table> <p><u>備考</u> 1. この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。 2. <u>事業所の所属</u>は、記入しないこと。</p>	輸入しようとする特定一種病原体等の種類		輸入の目的		輸出者の氏名又は名称		輸出者の住所		輸入の期間		輸送の方法		輸入港名		<u>事業所の名称</u>		<u>事業所の所在地</u>		<u>特定一種病原体等再指定番号</u>		指定の条件		<u>事業所の所属</u>		<div style="text-align: right;">別紙 1 指定番号</div> <p style="text-align: center;"><u>特定一種病原体等輸入指定書</u></p> <p><u>特定一種病原体等持者の名称</u> <u>代表者氏名</u> <u>所在地</u></p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 56 条の 4 のただし書きに規定する<u>特定一種病原体等の輸入の指定を受けた者</u>であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 印</p> <p>指定の年月日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>輸入しようとする特定一種病原体等の種類</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の目的</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の住所</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の期間</td><td></td></tr> <tr><td>輸送の方法</td><td></td></tr> <tr><td>輸入港名</td><td></td></tr> <tr><td><u>輸出者又は輸入港に対する受取者の所属及び氏名</u></td><td></td></tr> <tr><td>指定の条件</td><td></td></tr> </table> <p><u>1</u>(この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。)</p>	輸入しようとする特定一種病原体等の種類		輸入の目的		輸出者の氏名又は名称		輸出者の住所		輸入の期間		輸送の方法		輸入港名		<u>輸出者又は輸入港に対する受取者の所属及び氏名</u>		指定の条件	
輸入しようとする特定一種病原体等の種類																																											
輸入の目的																																											
輸出者の氏名又は名称																																											
輸出者の住所																																											
輸入の期間																																											
輸送の方法																																											
輸入港名																																											
<u>事業所の名称</u>																																											
<u>事業所の所在地</u>																																											
<u>特定一種病原体等再指定番号</u>																																											
指定の条件																																											
<u>事業所の所属</u>																																											
輸入しようとする特定一種病原体等の種類																																											
輸入の目的																																											
輸出者の氏名又は名称																																											
輸出者の住所																																											
輸入の期間																																											
輸送の方法																																											
輸入港名																																											
<u>輸出者又は輸入港に対する受取者の所属及び氏名</u>																																											
指定の条件																																											

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別紙 2 (省略)	別紙 2 (同左)

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
(平成26年11月19日財関第1186号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別添</p> <p>26消安第4019号 平成26年11月17日</p> <p><u>改正 28消安第5773号</u> <u>平成29年3月27日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>農林水産省消費・安全局長</p> <p>動物用医薬品等の輸入監視について</p> <p>専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器の輸入監視につきましては、これまで貴職の協力を得て実効を上げてきたところでありますが、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）が平成26年11月25日から施行されることに伴い、今後の税関当局における専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品（以下「動物用医薬品等」という。）の輸入時の取扱いについては、別紙によることとしたので特段の御配慮をお願いします。</p> <p>また、動物用医薬品等の輸入の際における確認の範囲等につき疑義等があ</p>	<p>別添</p> <p>26消安第4019号 平成26年11月17日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>農林水産省消費・安全局長</p> <p>動物用医薬品等の輸入監視について</p> <p>専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器の輸入監視につきましては、これまで貴職の協力を得て実効を上げてきたところでありますが、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）が平成26年11月25日から施行されることに伴い、今後の税関当局における専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品（以下「動物用医薬品等」という。）の輸入時の取扱いについては、別紙によることとしたので特段の御配慮をお願いします。</p> <p>また、動物用医薬品等の輸入の際における確認の範囲等につき疑義等があ</p>

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
(平成26年11月19日財関第1186号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る場合には、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課宛て問い合わせ願います。</p> <p>なお、本通知は平成26年11月25日から施行することとし、本通知の施行に伴い、「反すう動物由来物質を使用した動物用医薬品の輸入監視について」（平成13年3月15日付け12生畜第1329号農林水産省生産局長通知）及び「動物用医薬品の輸入監視について」（平成17年3月31日付け16消安第11103号農林水産省消費・安全局長通知）は廃止します。</p> <p>別紙</p> <p>動物用医薬品等の輸入監視について</p> <p>1 輸入監視の目的</p> <p><u>動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品（以下「動物用医薬品等」という。）</u>の輸入監視は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づく承認等を得ていない製品、不良医薬品等が輸入され国内において流通することを未然に防止することにより、我が国において使用される動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保し、動物の保健衛生の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>る場合には、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課宛て問い合わせ願います。</p> <p>なお、本通知は平成26年11月25日から施行することとし、本通知の施行に伴い、「反すう動物由来物質を使用した動物用医薬品の輸入監視について」（平成13年3月15日付け12生畜第1329号農林水産省生産局長通知）及び「動物用医薬品の輸入監視について」（平成17年3月31日付け16消安第11103号農林水産省消費・安全局長通知）は廃止します。</p> <p>別紙</p> <p>動物用医薬品等の輸入監視について</p> <p>1 輸入監視の目的</p> <p><u>動物用医薬品等</u>の輸入監視は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づく承認等を得ていない製品、不良医薬品等が輸入され国内において流通することを未然に防止することにより、我が国において使用される動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保し、動物の保健衛生の向上を図ることを目的とする。</p>

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
(平成 26 年 11 月 19 日財関第 1186 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 用語の定義</p> <p>本通知において、用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 生物学的製剤</p> <p><u>動物用医薬品のうち、血清、ワクチン若しくは診断液（これらを乾燥させたものを含む。）又はこれらに類似する医薬品</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 動物用体外診断用医薬品</p> <p><u>動物用医薬品のうち、体外診断用医薬品（法第 2 条第 14 項に規定する体外診断用医薬品をいう。）</u></p> <p>(6) (省略)</p> <p><u>(7) 対象動物</u></p> <p><u>動物用医薬品等取締規則（平成 16 年農林水産省令第 107 号）第 24 条に規定する次の動物</u></p> <p><u>ア 牛、馬及び豚</u></p> <p><u>イ 鶏及びうずら</u></p> <p><u>ウ 蜜蜂</u></p> <p><u>エ 食用に供されるために養殖されている水産動物</u></p>	<p>2 用語の定義</p> <p>本通知において、用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 生物学的製剤</p> <p><u>専ら動物のために使用されることが目的とされている血清、ワクチン若しくは診断液（これらを乾燥させたものを含む。）又はこれらに類似する動物用医薬品であつて疾病の診断、予防若しくは治療に使用することを目的とするもの</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 動物用体外診断用医薬品</p> <p><u>専ら動物のために使用されることが目的とされている体外診断用医薬品（法第 2 条第 14 項に規定する体外診断用医薬品をいう。）</u></p> <p>(6) (同左)</p> <p>(新設)</p>

3

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
(平成 26 年 11 月 19 日財関第 1186 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 輸入申告時に必要な書類及び税関における確認依頼事項</p> <p><u>動物用医薬品等</u>の輸入申告の際に輸入者が税関に提出又は提示すべき書類及び通関の際における取扱いは、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 法に基づく許可等を受けた者が動物用医薬品等を輸入する場合</p> <p>輸入者は、輸入申告の際に、次のアから<u>コ</u>までに掲げる場合ごとに、それぞれ当該アから<u>コ</u>までに定める書類を税関に対して提出するものとする。この場合において、税関においては、提出された書類を確認し、支障のないものに限り通関を認められたい。</p> <p>ア <u>動物用医薬品（動物用体外診断用医薬品を除く。以下ア及びクにおいて同じ。）</u>の製造販売業の許可を受けた者が法第 14 条第 1 項の規定に基づく製造販売の承認を受けた動物用医薬品を輸入する場合</p> <p>(ア)・(イ) (省略)</p> <p>イ～エ (省略)</p> <p>オ 動物用体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第 23 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づく製造販売の承認を受けた<u>動物用体外診断用医薬品</u>を輸入する場合</p> <p>(ア)・(イ) (省略)</p>	<p>3 輸入申告時に必要な書類及び税関における確認依頼事項</p> <p><u>動物用医薬品、動物用医薬品部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品（以下「動物用医薬品等」という。）</u>の輸入申告の際に輸入者が税関に提出又は提示すべき書類及び通関の際における取扱いは、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 法に基づく許可等を受けた者が動物用医薬品等を輸入する場合</p> <p>輸入者は、輸入申告の際に、次のアから<u>ケ</u>までに掲げる場合ごとに、それぞれ当該アから<u>ケ</u>までに定める書類を税関に対して提出するものとする。この場合において、税関においては、提出された書類を確認し、支障のないものに限り通関を認められたい。</p> <p>ア 動物用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第 14 条第 1 項の規定に基づく製造販売の承認を受けた動物用医薬品を輸入する場合</p> <p>(ア)・(イ) (同左)</p> <p>イ～エ (同左)</p> <p>オ 動物用体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第 23 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づく製造販売の承認を受けた体外診断用医薬品を輸入する場合</p> <p>(ア)・(イ) (同左)</p>

4

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
（平成 26 年 11 月 19 日財関第 1186 号）
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>カ 動物用体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けた者が法第 23 条の 2 の 12 第 1 項の規定に基づく製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬品を輸入する場合</u> <u>（ア）動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し</u> <u>（イ）農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診断用医薬品製造販売届出書又はその写し</u></p> <p>キ （省略） ク （省略） ケ （省略） コ （省略）</p> <p>(2) (1) 以外の場合 ア 輸入者は、次の (ア) から (エ) までに掲げる場合ごとに、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長（以下「畜水産安全管理課長」という。）に対し、それぞれ当該 (ア) から (エ) までに定める書類を提出するものとする。畜水産安全管理課長は、輸入者から提出された書類の内容を審査し、支障がない場合には、「動物用医薬品等輸入確認願」（別記様式第 1 号）に「輸入確認済」の印（別記様式第 2 号）を押印し、輸入者に対し交付するものとする。輸入者は、輸入申告の際に、輸入確認済の印のある「<u>動物用医薬品等輸入確認願</u>」（以下「確認済輸入確認願」という。）を税関に提出す</p>	<p>(新設)</p> <p>カ （同左） キ （同左） ク （同左） ケ （同左）</p> <p>(2) (1) 以外の場合 ア 輸入者は、次の (ア) から (エ) までに掲げる場合ごとに、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長（以下「畜水産安全管理課長」という。）に対し、それぞれ当該 (ア) から (エ) までに定める書類を提出するものとする。畜水産安全管理課長は、輸入者から提出された書類の内容を審査し、支障がない場合には、「動物用医薬品等輸入確認願」（別記様式第 1 号）に「輸入確認済」の印（別記様式第 2 号）を押印し、輸入者に対し交付するものとする。輸入者は、輸入申告の際に、輸入確認済の印のある「<u>輸入確認願</u>」（以下「確認済輸入確認願」という。）を税関に提出するものとする。</p>

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
（平成 26 年 11 月 19 日財関第 1186 号）
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>るものとする。税関においては、輸入者から提出された確認済輸入確認願<u>又はその写し</u>について、輸入確認済の印が押印されていることを確認した上で通関を認められたい。</p> <p>(ア) 試験研究（治験、見本及び展示を含む。）の目的で使用するために動物用医薬品等を輸入する場合 i ~ iii （省略） <u>iv 航空貨物運送状（AWB）の写し又は船荷証券（B/L）の写し（国際郵便の場合は、税関が輸入者に発出する「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」の写し） 1 部</u></p> <p><u>v 試験研究計画書（別記様式第 4 号。動物用医薬部外品及び動物用医療機器を輸入する場合は不要とする。） 1 部</u></p> <p>(イ) 動物（動物用医薬品を輸入する場合にあつては、対象動物を除く。）の所有者が当該動物に使用するため動物用医薬品等（生物学的製剤であつて動物用体外診断用医薬品でないもの及び<u>動物用再生医療等製品</u>を除く。）を輸入する場合</p> <p>i (ア) の i から <u>iv</u> までに掲げる書類 ii 輸入する動物用医薬品が要指示医薬品（法第 83 条第 1 項の規</p>	<p>税関においては、輸入者から提出された確認済輸入確認願について、輸入確認済の印が押印されていることを確認した上で通関を認められたい。</p> <p>(ア) 試験研究（治験、見本及び展示を含む。）の目的で使用するために動物用医薬品等を輸入する場合 i ~ iii （同左）</p> <p>(新設)</p> <p><u>iv 試験研究計画書（別記様式第 4 号。動物用医薬部外品及び動物用医療機器を輸入する場合は不要とする。） 1 部</u></p> <p>(イ) 動物（動物用医薬品を輸入する場合にあつては、対象動物（<u>動物用医薬品等取締規則（平成 16 年農林水産省令第 107 号）第 24 条各号に掲げる動物をいう。以下同じ。</u>）を除く。）の所有者が当該動物に使用するため動物用医薬品（生物学的製剤であつて、<u>動物用体外診断用医薬品でないものを除く。</u>）、<u>動物用医薬部外品又は動物用医療機器</u>を輸入する場合</p> <p>i (ア) の i から <u>iii</u> までに掲げる書類 ii 輸入する動物用医薬品が要指示医薬品（法第 83 条第 1 項の規</p>

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
(平成26年11月19日財関第1186号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定により読み替えて適用される法第49条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する医薬品をいう。以下同じ。)である場合にあっては、獣医師から交付を受けた処方箋又は指示書の写し 1部</p> <p>(ウ) 獣医師又は飼育動物診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設をいう。以下同じ。)の開設者が動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないものを除く。)を輸入する場合(動物用医薬品及び動物用再生医療等製品を輸入する場合にあっては、輸入した動物用医薬品及び動物用再生医療等製品を動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用する場合に限る。)</p> <p>i (ア)のiからivまでに掲げる書類</p> <p>ii 獣医師免許証(法人の場合にあっては、飼育動物診療施設の開設者又は管理者の獣医師免許証)の写し(動物用医薬部外品及び動物用医療機器を輸入する場合は不要とする。) 1部</p> <p>(エ) 国又は都道府県が家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。)の診断若しくは予防に使用されることが目的とされている生物学的製剤(法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、承認の申請がされていないものに限る。)又は動物用</p>	<p>定により読み替えて適用する法第49条第1項に規定する農林水産大臣が指定する医薬品をいう。)である場合にあっては、獣医師から交付を受けた処方箋又は指示書の写し 1部</p> <p>(ウ) 獣医師又は飼育動物診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設をいう。以下同じ。)の開設者が動物用医薬品等(生物学的製剤であって、動物用体外診断用医薬品でないものを除く。)を輸入する場合(動物用医薬品及び動物用再生医療等製品を輸入する場合にあっては、輸入した動物用医薬品及び動物用再生医療等製品を動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で使用する場合に限る。)</p> <p>i (ア)のiからiiiまでに掲げる書類</p> <p>ii 獣医師免許証(法人の場合にあっては、飼育動物診療施設の開設者又は管理者の獣医師免許証)の写し(動物用医薬部外品及び動物用医療機器を輸入する場合は不要とする。) 1部</p> <p>(エ) 国又は都道府県が家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。)の診断若しくは予防に使用されることが目的とされている生物学的製剤(法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、承認の申請がされていないものに限る。)又は</p>

7

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
(平成26年11月19日財関第1186号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>再生医療等製品(法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、当該承認の申請がなされていないものに限る。)を輸入する場合</p> <p>(ア)のiからivまでに掲げる書類</p> <p>イ アの(イ)又は(ウ)の場合において、次の(ア) <u>イ</u> (イ) <u>又は(ウ)</u>に該当するときは、輸入者は、輸入申告時にアの(イ)又は(ウ)に定める書類の提出を要しない。税関においては、輸入された動物用医薬品等が当該(ア) <u>イ</u> (イ) <u>又は(ウ)</u>に該当することを確認し支障のないものに限り通関を認められたい。(ただし、反すう動物に使用する動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を輸入する場合は、ウに定める書面を確認されたい。)</p> <p>(ア) 動物(動物用医薬品を輸入する場合にあっては、対象動物を除く。)の所有者が、当該動物に使用するため動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの、日本で承認されていない成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤並びに動物用再生医療等製品を除く。)を携帯品(別送品を含む。以下同じ。)として、次のi又はiiの区分に応じ、当該i又はiiに定める量の範囲内で輸入する場合</p> <p>i (省略)</p> <p>ii 動物用医療機器 1品目当たり2 <u>単位(個、台、対又は組)</u></p>	<p>動物用再生医療等製品(法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の規定による承認を受けておらず、かつ、当該承認の申請がなされていないものに限る。)を輸入する場合</p> <p>(ア)のiからiiiまでに掲げる書類</p> <p>イ アの(イ)又は(ウ)の場合において、次の(ア) <u>又は</u> (イ)に該当するときは、輸入者は、<u>アにかかわらず</u>、輸入申告時にアの(イ)又は(ウ)に定める書類の提出を要しない。税関においては、輸入された動物用医薬品等が当該(ア) <u>又は</u> (イ)に該当することを確認し支障のないものに限り通関を認められたい(ただし、反すう動物に使用する動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を輸入する場合は、ウに定める書面を確認されたい。)</p> <p>(ア) 動物(動物用医薬品を輸入する場合にあっては、対象動物を除く。)の所有者が、当該動物に使用するため動物用医薬品等(生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの、日本で承認されていない成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤並びに動物用再生医療等製品を除く。)を携帯品(別送品を含む。以下同じ。)として、次のi又はiiの区分に応じ、当該i又はiiに定める量の範囲内で輸入する場合</p> <p>i (同左)</p> <p>ii 動物用医療機器 1品目当たり2 <u>個(台、対)</u> 以内</p>

8

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
（平成 26 年 11 月 19 日財関第 1186 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>以内</p> <p>(イ) 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、自己の診療（<u>対象動物に対するものに限る。</u>）に使用するために動物用医薬品等（生物学的製剤であつて動物用体外診断用医薬品でないもの、<u>日本で承認されていない成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成15年農林水産省令第70号）の別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。</u>）を携帯品として、次の i 又は ii の区分に応じ、当該 i 又は ii に定める量の範囲内で輸入する場合</p> <p>i 及び ii （省略）</p> <p>(ウ) 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、自己の診療（<u>対象動物に対するものを除く。</u>）に使用するために動物用医薬品等（生物学的製剤であつて動物用体外診断用医薬品でないものを除く。）を、次の i 又は ii の区分に応じ、当該 i 又は ii に定める量の範囲内で輸入する場合</p> <p><u>i 動物用医薬品、動物用医薬部外品又は動物用再生医療等製品 1 品目当たり 2 箱以内</u></p> <p><u>ii 動物用医療機器 1 品目当たり 2 単位（個、台、対又は組）以内</u></p>	<p>(イ) 獣医師が、自己の診療に使用するために動物用医薬品等（生物学的製剤であつて動物用体外診断用医薬品でないもの並びに日本で承認されていない成分を含有するホルモン剤及び抗菌性物質製剤を除く。）を携帯品として、次の i 又は ii の区分に応じ、当該 i 又は ii に定める量の範囲内で輸入する場合</p> <p>i 及び ii （同左）</p> <p>（新設）</p>

9

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
（平成 26 年 11 月 19 日財関第 1186 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ウ （省略）</p>	<p>ウ （同左）</p>

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて（平成26年11月19日財関第1186号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																																																
<p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">動物用医薬品等輸入確認願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿</p> <p style="text-align: right;">輸入者住所 輸入者氏名 } 印 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) 担当者氏名 連絡先</p> <p>下記の動物用医薬品等の輸入に当たって、「動物用医薬品等の輸入監視について」（平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2の（2）のAに基づき動物用医薬品等確認願を提出します。 今回輸入する動物用医薬品等については、下記の輸入目的のみに使用するとともに、使用に係る一切の責任は輸入者が負うこととします。また、当該動物用医薬品等を他者に販売・授与は行いません。 なお、当該動物用医薬品等に係る受払（使用）に関する記録を作成し、この輸入確認願を提出した日から3年間保存します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">記</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">輸入品名</th> <th style="width: 15%;">容量・規格</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 25%;">製造業者名</th> <th style="width: 30%;">生産国名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">輸入目的 (該当するものに○)</td> <td>試験研究（治験、見本及び展示も含む。）用 個人使用 診療用 修理 その他()</td> </tr> <tr> <td>輸入年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>蔵置場所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>別添「添付書類リスト」を参照</td> </tr> <tr> <td>農水省確認欄</td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p>	記					輸入品名	容量・規格	数量	製造業者名	生産国名																					輸入目的 (該当するものに○)	試験研究（治験、見本及び展示も含む。）用 個人使用 診療用 修理 その他()	輸入年月日	年 月 日	蔵置場所		添付書類	別添「添付書類リスト」を参照	農水省確認欄		<p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">動物用医薬品等輸入確認願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿</p> <p style="text-align: right;">輸入者住所 輸入者氏名 } 印 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) 担当者氏名 連絡先</p> <p>下記の動物用医薬品等の輸入に当たって、「動物用医薬品等の輸入監視について」（平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2の（2）のAに基づき動物用医薬品等確認願を提出します。 今回輸入する動物用医薬品等については、下記の輸入目的のみに使用するとともに、使用に係る一切の責任は輸入者が負うこととします。また、当該動物用医薬品等を他者に販売・授与は行いません。 なお、当該動物用医薬品等に係る受払（使用）に関する記録を作成し、この輸入確認願を提出した日から3年間保存します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">記</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">輸入品名</th> <th style="width: 15%;">容量・規格</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 25%;">製造業者名</th> <th style="width: 30%;">生産国名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">輸入目的 (該当するものに○)</td> <td>試験研究（治験、見本及び展示も含む。）用 個人使用 診療用 修理 その他()</td> </tr> <tr> <td>輸入年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>蔵置場所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>別添「添付書類リスト」を参照</td> </tr> <tr> <td>農水省確認欄</td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p>	記					輸入品名	容量・規格	数量	製造業者名	生産国名																					輸入目的 (該当するものに○)	試験研究（治験、見本及び展示も含む。）用 個人使用 診療用 修理 その他()	輸入年月日	年 月 日	蔵置場所		添付書類	別添「添付書類リスト」を参照	農水省確認欄	
記																																																																																	
輸入品名	容量・規格	数量	製造業者名	生産国名																																																																													
輸入目的 (該当するものに○)	試験研究（治験、見本及び展示も含む。）用 個人使用 診療用 修理 その他()																																																																																
輸入年月日	年 月 日																																																																																
蔵置場所																																																																																	
添付書類	別添「添付書類リスト」を参照																																																																																
農水省確認欄																																																																																	
記																																																																																	
輸入品名	容量・規格	数量	製造業者名	生産国名																																																																													
輸入目的 (該当するものに○)	試験研究（治験、見本及び展示も含む。）用 個人使用 診療用 修理 その他()																																																																																
輸入年月日	年 月 日																																																																																
蔵置場所																																																																																	
添付書類	別添「添付書類リスト」を参照																																																																																
農水省確認欄																																																																																	

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて（平成26年11月19日財関第1186号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																																																
<p>別添</p> <p style="text-align: center;">添付書類リスト</p> <p>輸入目的や輸入品目に応じて必要書類を添付し、該当する書類の欄に○印を記載し、提出してください。</p> <p>1. 全ての輸入確認申請に添付が必要な書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">添付した書類に○印を記入</th> <th style="width: 40%;">添付書類名</th> <th style="width: 50%;">添付に関する留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>商品説明書</td> <td>輸入品目毎に作成してください。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>仕入書（INVOICE）</td> <td>仕入書がない場合は、これに代わる書類とします。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="color: red;">航空貨物運送状（AWB）の写し又は船荷証券（B/L）の写し（国際郵便の場合は、税関が輸入者に発出する「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」の写し）</td> <td>当該通知がない場合は、ご相談ください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 輸入目的及び輸入品目により添付が必要な書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">添付した書類に○印を記入</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">添付書類名</th> <th colspan="3">添付が必要な場合</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">輸入者</th> <th style="width: 15%;">目的</th> <th style="width: 15%;">輸入品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>試験研究計画書</td> <td>全ての輸入者</td> <td>試験研究に使用</td> <td>全ての医薬品及び再生医療等製品</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>獣医師免許証の写し</td> <td>獣医師・診療施設開設者</td> <td>診療等に使用</td> <td>全ての医薬品及び再生医療等製品</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>獣医師から交付を受けた処方箋・指示書の写し</td> <td>動物の所有者</td> <td>自己所有の動物に使用</td> <td>要指示医薬品^{注1}</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>反すう動物由来物質不使用等証明書又は誓約書^{注2}</td> <td>全ての輸入者</td> <td>全ての目的</td> <td>反すう動物に使用する医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「要指示医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第49条第1項に基づき、農林水産大臣が指定するものです。例えば、フィラリア予防薬が該当します。</p> <p>注2 「反すう動物由来物質不使用等証明書」は、試験研究に使用する場合に限り、試験研究施設内においてのみ使用し、かつ、試験研究の用に供した動物を当該試験研究施設の構内において俵却する旨の誓約書に代えることができます。</p> <p>注3 提出する書類のサイズは、全て日本工業規格 A 4 としてください。</p>	添付した書類に○印を記入	添付書類名	添付に関する留意事項		商品説明書	輸入品目毎に作成してください。		仕入書（INVOICE）	仕入書がない場合は、これに代わる書類とします。		航空貨物運送状（AWB）の写し又は船荷証券（B/L）の写し（国際郵便の場合は、税関が輸入者に発出する「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」の写し）	当該通知がない場合は、ご相談ください。	添付した書類に○印を記入	添付書類名	添付が必要な場合			輸入者	目的	輸入品目		試験研究計画書	全ての輸入者	試験研究に使用	全ての医薬品及び再生医療等製品		獣医師免許証の写し	獣医師・診療施設開設者	診療等に使用	全ての医薬品及び再生医療等製品		獣医師から交付を受けた処方箋・指示書の写し	動物の所有者	自己所有の動物に使用	要指示医薬品 ^{注1}		反すう動物由来物質不使用等証明書又は誓約書 ^{注2}	全ての輸入者	全ての目的	反すう動物に使用する医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">添付書類リスト</p> <p>輸入目的や輸入品目に応じて必要書類を添付し、該当する書類の欄に○印を記載し、提出してください。</p> <p>1. 全ての輸入確認申請に添付が必要な書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">添付した書類に○印を記入</th> <th style="width: 40%;">添付書類名</th> <th style="width: 50%;">添付に関する留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>商品説明書</td> <td>輸入品目毎に作成してください。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>仕入書（INVOICE）</td> <td>仕入書がない場合は、これに代わる書類とします。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="color: red;">税関からの通知（はがき等の写し）</td> <td>当該通知がない場合は、御相談ください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 輸入目的及び輸入品目により添付が必要な書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">添付した書類に○印を記入</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">添付書類名</th> <th colspan="3">添付が必要な場合</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">輸入者</th> <th style="width: 15%;">目的</th> <th style="width: 15%;">輸入品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>試験研究計画書</td> <td>全ての輸入者</td> <td>試験研究に使用</td> <td>全ての医薬品及び再生医療等製品</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>獣医師免許証の写し</td> <td>獣医師・診療施設開設者</td> <td>診療等に使用</td> <td>全ての医薬品及び再生医療等製品</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>獣医師から交付を受けた処方箋・指示書の写し</td> <td>動物の所有者</td> <td>自己所有の動物に使用</td> <td>要指示医薬品^{注1}</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>反すう動物由来物質不使用等証明書又は誓約書^{注2}</td> <td>全ての輸入者</td> <td>全ての目的</td> <td>反すう動物に使用する医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「要指示医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第49条第1項に基づき、農林水産大臣が指定するものです。例えば、フィラリア予防薬が該当します。</p> <p>注2 「反すう動物由来物質不使用等証明書」は、試験研究に使用する場合に限り、試験研究施設内においてのみ使用し、かつ、試験研究の用に供した動物を当該試験研究施設の構内において俵却する旨の誓約書に代えることができます。</p> <p>注3 提出する書類のサイズは、全て日本工業規格 A 4 としてください。</p>	添付した書類に○印を記入	添付書類名	添付に関する留意事項		商品説明書	輸入品目毎に作成してください。		仕入書（INVOICE）	仕入書がない場合は、これに代わる書類とします。		税関からの通知（はがき等の写し）	当該通知がない場合は、御相談ください。	添付した書類に○印を記入	添付書類名	添付が必要な場合			輸入者	目的	輸入品目		試験研究計画書	全ての輸入者	試験研究に使用	全ての医薬品及び再生医療等製品		獣医師免許証の写し	獣医師・診療施設開設者	診療等に使用	全ての医薬品及び再生医療等製品		獣医師から交付を受けた処方箋・指示書の写し	動物の所有者	自己所有の動物に使用	要指示医薬品 ^{注1}		反すう動物由来物質不使用等証明書又は誓約書 ^{注2}	全ての輸入者	全ての目的	反すう動物に使用する医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品
添付した書類に○印を記入	添付書類名	添付に関する留意事項																																																																															
	商品説明書	輸入品目毎に作成してください。																																																																															
	仕入書（INVOICE）	仕入書がない場合は、これに代わる書類とします。																																																																															
	航空貨物運送状（AWB）の写し又は船荷証券（B/L）の写し（国際郵便の場合は、税関が輸入者に発出する「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」の写し）	当該通知がない場合は、ご相談ください。																																																																															
添付した書類に○印を記入	添付書類名	添付が必要な場合																																																																															
		輸入者	目的	輸入品目																																																																													
	試験研究計画書	全ての輸入者	試験研究に使用	全ての医薬品及び再生医療等製品																																																																													
	獣医師免許証の写し	獣医師・診療施設開設者	診療等に使用	全ての医薬品及び再生医療等製品																																																																													
	獣医師から交付を受けた処方箋・指示書の写し	動物の所有者	自己所有の動物に使用	要指示医薬品 ^{注1}																																																																													
	反すう動物由来物質不使用等証明書又は誓約書 ^{注2}	全ての輸入者	全ての目的	反すう動物に使用する医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品																																																																													
添付した書類に○印を記入	添付書類名	添付に関する留意事項																																																																															
	商品説明書	輸入品目毎に作成してください。																																																																															
	仕入書（INVOICE）	仕入書がない場合は、これに代わる書類とします。																																																																															
	税関からの通知（はがき等の写し）	当該通知がない場合は、御相談ください。																																																																															
添付した書類に○印を記入	添付書類名	添付が必要な場合																																																																															
		輸入者	目的	輸入品目																																																																													
	試験研究計画書	全ての輸入者	試験研究に使用	全ての医薬品及び再生医療等製品																																																																													
	獣医師免許証の写し	獣医師・診療施設開設者	診療等に使用	全ての医薬品及び再生医療等製品																																																																													
	獣医師から交付を受けた処方箋・指示書の写し	動物の所有者	自己所有の動物に使用	要指示医薬品 ^{注1}																																																																													
	反すう動物由来物質不使用等証明書又は誓約書 ^{注2}	全ての輸入者	全ての目的	反すう動物に使用する医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品																																																																													

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
(平成 26 年 11 月 19 日財関第 1186 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																				
<p>別記様式第 3 号</p> <p style="text-align: center;">商品説明書</p> <p>1. 輸入動物用医薬品等の概要</p> <table border="1"> <tr><td>輸入品名</td><td></td></tr> <tr><td>容量・規格</td><td></td></tr> <tr><td>製造業者名</td><td></td></tr> <tr><td>製造国名</td><td></td></tr> <tr><td>成分・分量</td><td></td></tr> <tr><td>構造式/剤型/ 構造/原理/材 質]</td><td></td></tr> <tr><td>効能又は効果</td><td></td></tr> <tr><td>用法及び用量</td><td></td></tr> </table> <p>2. 輸入理由及び使用の概要</p> <table border="1"> <tr><td>輸入する理由</td><td></td></tr> <tr><td>使用動物種</td><td>牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂、犬、猫、その他()</td></tr> <tr><td>1 頭、1 回当た りの使用量</td><td></td></tr> <tr><td>月間使用回数</td><td></td></tr> <tr><td>使用予定期間</td><td>通関後、 月間で使い切る予定。</td></tr> </table> <p>注 1 国内で市販されている動物用医薬品等が使用できない理由及び輸入する動物用医薬品等を使用 しなくてはならない理由を、具体的に記載してください。 注 2 該当する動物種に○をつけてください。</p> <p>3. 輸入動物用医薬品等の入手に関する情報</p> <table border="1"> <tr><td>入手先(販売店 名等)</td><td></td></tr> <tr><td>入手方法</td><td></td></tr> <tr><td>入手時期</td><td></td></tr> <tr><td>購入金額</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p>	輸入品名		容量・規格		製造業者名		製造国名		成分・分量		構造式/剤型/ 構造/原理/材 質]		効能又は効果		用法及び用量		輸入する理由		使用動物種	牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂、犬、猫、その他()	1 頭、1 回当た りの使用量		月間使用回数		使用予定期間	通関後、 月間で使い切る予定。	入手先(販売店 名等)		入手方法		入手時期		購入金額		<p>別記様式第 3 号</p> <p style="text-align: center;">商品説明書</p> <p>1. 輸入動物用医薬品等の概要</p> <table border="1"> <tr><td>輸入品名</td><td></td></tr> <tr><td>容量・規格</td><td></td></tr> <tr><td>製造業者名</td><td></td></tr> <tr><td>製造国名</td><td></td></tr> <tr><td>成分・分量</td><td></td></tr> <tr><td>構造式/剤型/ 構造/原理/材 質]</td><td></td></tr> <tr><td>効能又は効果</td><td></td></tr> <tr><td>用法及び用量</td><td></td></tr> </table> <p>2. 輸入理由及び使用の概要</p> <table border="1"> <tr><td>輸入する理由</td><td></td></tr> <tr><td>使用動物種</td><td>牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂、犬、猫、その他()</td></tr> <tr><td>1 頭、1 回当た りの使用量</td><td></td></tr> <tr><td>月間使用回数</td><td></td></tr> <tr><td>使用予定期間</td><td>通関後、 月間で使い切る予定。</td></tr> </table> <p>注 【輸入する理由】の欄には、国内で市販されている動物用医薬品等が使用できない理由及び輸入す る動物用医薬品等を使用しなくてはならない理由を、具体的に記載すること。</p> <p>3. 輸入動物用医薬品等の入手に関する情報</p> <table border="1"> <tr><td>入手先(販売店 名等)</td><td></td></tr> <tr><td>入手方法</td><td></td></tr> <tr><td>入手時期</td><td></td></tr> <tr><td>購入金額</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p>	輸入品名		容量・規格		製造業者名		製造国名		成分・分量		構造式/剤型/ 構造/原理/材 質]		効能又は効果		用法及び用量		輸入する理由		使用動物種	牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂、犬、猫、その他()	1 頭、1 回当た りの使用量		月間使用回数		使用予定期間	通関後、 月間で使い切る予定。	入手先(販売店 名等)		入手方法		入手時期		購入金額	
輸入品名																																																																					
容量・規格																																																																					
製造業者名																																																																					
製造国名																																																																					
成分・分量																																																																					
構造式/剤型/ 構造/原理/材 質]																																																																					
効能又は効果																																																																					
用法及び用量																																																																					
輸入する理由																																																																					
使用動物種	牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂、犬、猫、その他()																																																																				
1 頭、1 回当た りの使用量																																																																					
月間使用回数																																																																					
使用予定期間	通関後、 月間で使い切る予定。																																																																				
入手先(販売店 名等)																																																																					
入手方法																																																																					
入手時期																																																																					
購入金額																																																																					
輸入品名																																																																					
容量・規格																																																																					
製造業者名																																																																					
製造国名																																																																					
成分・分量																																																																					
構造式/剤型/ 構造/原理/材 質]																																																																					
効能又は効果																																																																					
用法及び用量																																																																					
輸入する理由																																																																					
使用動物種	牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂、犬、猫、その他()																																																																				
1 頭、1 回当た りの使用量																																																																					
月間使用回数																																																																					
使用予定期間	通関後、 月間で使い切る予定。																																																																				
入手先(販売店 名等)																																																																					
入手方法																																																																					
入手時期																																																																					
購入金額																																																																					

新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて
(平成 26 年 11 月 19 日財関第 1186 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別記様式第 4 号</p> <p style="text-align: center;">試験研究計画書</p> <table border="1"> <tr><td>試験依頼者住所 試験依頼者氏名 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>試験研究施設所在地 試験研究施設名称 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名 試験実施責任者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>試験研究要旨</td><td></td></tr> <tr><td>試験内容及び試験に必要 な数量</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table> <p>注 農林水産大臣に治験計画を届け出ている又は届け出る予定の場合にあっては、当該届出をした日 又は予定日を「備考」の欄に記載してください。</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p>	試験依頼者住所 試験依頼者氏名 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名		試験研究施設所在地 試験研究施設名称 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名 試験実施責任者氏名		試験研究要旨		試験内容及び試験に必要 な数量		備考		<p>別記様式第 4 号</p> <p style="text-align: center;">試験研究計画書</p> <table border="1"> <tr><td>試験依頼者住所 試験依頼者氏名 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>試験研究施設所在地 試験研究施設名称 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名 試験実施責任者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>試験研究要旨</td><td></td></tr> <tr><td>試験内容及び試験に必要 な数量</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table> <p>注 農林水産大臣に治験計画を届け出ている又は届け出る予定の場合にあっては、当該届出をした日 又は予定日を「備考」の欄に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p>	試験依頼者住所 試験依頼者氏名 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名		試験研究施設所在地 試験研究施設名称 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名 試験実施責任者氏名		試験研究要旨		試験内容及び試験に必要 な数量		備考	
試験依頼者住所 試験依頼者氏名 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名																					
試験研究施設所在地 試験研究施設名称 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名 試験実施責任者氏名																					
試験研究要旨																					
試験内容及び試験に必要 な数量																					
備考																					
試験依頼者住所 試験依頼者氏名 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名																					
試験研究施設所在地 試験研究施設名称 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名 試験実施責任者氏名																					
試験研究要旨																					
試験内容及び試験に必要 な数量																					
備考																					